

平成 2 7 年 6 月 1 5 日

第 2 回 瑞 浪 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 号)

議 事 日 程 (第1号)

平成27年6月15日(月曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 市政一般質問

議 事 日 程 (第2号)

日程第1 議第51号 工事請負契約の締結について

日程第2 請願第1号 戦争につながる安全保障関連2法案(国際平和支援法案、平和安全法整備法案)の廃案を求める意見書採択についての請願

本日の会議に付した事件

第1 会議録署名議員の指名

第2 市政一般質問

第3 議第51号 工事請負契約の締結について

第4 請願第1号 戦争につながる安全保障関連2法案(国際平和支援法案、平和安全法整備法案)の廃案を求める意見書採択についての請願

出席議員(16名)

1番	樋田 翔太	2番	小川 祐輝
3番	渡邊 康弘	4番	大久保 京子
5番	小木曾 光佐子	6番	成瀬 徳夫
7番	榛葉 利広	8番	熊谷 隆男
9番	石川 文俊	10番	加藤 輔之
11番	大島 正弘	12番	水野 和昭
13番	熊澤 清和	14番	舘林 辰郎
15番	柴田 増三	16番	成重 隆志

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職、氏名

市 長	水野 光二	副 市 長	勝 康弘
総 務 部 長	水野 正	まちづくり推進部長	加藤 誠二
民 生 部 長	伊藤 明芳	民生部次長	正村 京司
経 済 部 長	成瀬 篤	経済部次長	棚橋 武己
建 設 部 長	石田 智久	建設部次長	大山 一男

会計管理者	渡邊俊美	消防長	小倉秀亀
総務課長	正村和英	秘書課長	正木英二
教育長	平林道博	教育委員会事務局長	伊藤正徳
教育委員会事務局次長	藤井雅明	企画政策課長	小栗英雄
税務課長	宮本朗光	市民課長	小木曾松枝
市民協働課長	鈴木創造	生活安全課長	北山卓見
高齢福祉課長	南波昇	保険年金課長	伊藤和久
健康づくり課長	成瀬良美	農林課長	景山博之
商工課長	林恵治	窯業技術研究所所長	加藤正夫
環境課長	市川靖則	クリーンセンター所長	小川恭司
土木課長	木村伸哉	都市計画課長	渡辺芳夫
浄化センター所長	山内雅彦	教育総務課長	酒井浩二
社会教育課長	柴田宏	スポーツ文化課長	工藤将哉
選挙管理委員会書記長補佐	日比野茂雄	消防総務課長	足立博隆
警防課長	足立憲二	予防課長	鶴飼豊輝
消防署長	大津英夫		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	可知勝宏	事務局総務課長	奥村勝彦
書記	加藤百合子	書記	奥村香織

○議長（熊谷隆男君）

おはようございます。

一般質問初日を迎えました。通告されてから日にちもありまして、各自で研究、検討が大いになされたことと思います。熱心な一般質問が行われることを期待いたします。

着座して進めます。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

○議長（熊谷隆男君）

初めに、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において7番 榛葉利広君と9番 石川文俊君の2名を指名いたします。

○議長（熊谷隆男君）

これより、日程第2、市政一般質問を行います。

一般質問につきましては、通告制を採用しており、発言は通告順に議長の許可を得て行います。

質問、答弁時間を合わせて60分以内とし、質問は原則として、各標題の要旨ごとに一問一答式で行い、一要旨が終了後、次の要旨に移行してください。

以上、ご協力をお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

初めに、6番 成瀬徳夫君。

〔6番 成瀬徳夫 登壇〕

○6番（成瀬徳夫君）

皆様、おはようございます。

議席番号6番 新政みずなみの成瀬徳夫でございます。

一般質問では、初めてのトップバッターでございます。非常に緊張しております。よろしくお願いいいたします。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

5月末に瑞浪市の人口が3万9,134人となりまして、ますます減少しております。

今年度末には、3万9,000人を割ってしまうのではないかなということで、非常に私は心配をしております。

人口増加策のスピードアップが望まれております。

人口増加策には、第1番に子育て支援策ではないでしょうか。

一部の市民からは、瑞浪市は他市と比べると保育料が高い、上下水道料が高い、介護保険が高い、ゴミ袋が高いなど、瑞浪市は様々な公共料金が高いなどとの意見が飛び交っております。

若い世代の方々は、住もうとするならば、子育て支援の充実や公共料金の比較的安い地域に定住する傾向にあります。

今後、このようなことに対して、積極的に対応していかなければならない時期ではないでしょうか。

前置きはほどほどにいたしまして、一般質問に入らせていただきます。

標題1、鳥獣被害対策についてを質問させていただきます。

全国各地で、農家の耕作放棄地の増加によってイノシシなどが農家の耕作地に出没し、農作物を食い荒らし、農産物の収穫減少が社会問題となってきております。鳥獣被害は、瑞浪市においては有害鳥獣駆除事業を行ってきた効果があらわれたのか、イノシシが非常に少なくなったという声を耳にいたします。

過去5年間の有害鳥獣イノシシの駆除はいかほどであるか。今後、イノシシは本市ではどのような生態系となるのか。また、イノシシの駆除において、農産物被害はどのようなか。経済部次長にお伺いいたします。

要旨ア、最近の鳥獣被害の状況はどのようなか。よろしくお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部次長 棚橋武己君。

○経済部次長（棚橋武己君）

おはようございます。それでは、標題1、鳥獣被害対策について、要旨ア、最近の鳥獣被害の状況はどのようなかについてお答えします。

瑞浪市内における鳥獣被害額につきましては、東濃農業共済事務組合による水稻共済加入者のイノシシによる被害届によるものです。

それによりますと、平成22年度は212万3,000円、平成23年度は83万円、平成24年度は43万9,000円、平成25年度は123万円、平成26年度は142万4,000円となっております。昨年度は、ドンダリの不作により、県下全域で鳥獣被害が増加しております。

ただし、このデータは、実際に東濃農業共済事務組合に被害届を提出された水稻のみの被害額です。野菜に対する被害や、水稻でも被害届を提出されない農家もありますので、瑞浪市内における被害の全容を示しているものではありません。

イノシシにつきましては、農作物のほか、農地や道路脇の法面、山の斜面、宅地周辺の掘り起こし、住居敷地内への出没等について、市民より数多くの相談が寄せられております。

ニホンジカにつきましては、従来は被害がほとんど報告されていませんでしたが、ことしに入りまして、日吉町北部において牧草地が数ヘクタール被害を受けたほか、畑作物においても被害が報告されております。

このほかにも、カラスやハクビシン、アライグマ、ヌートリアなどの目撃情報も報告されており

ますが、具体的な被害の数値としては報告されておられません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

まあ、イノシシ、本当に少なくなってもらいたいなと私は思っておるんですけども、私の周りでもイノシシは本当に減りません。

再質問です。ニホンジカ、ニホンザル、カラスによる鳥獣被害の状況はどのようなか。また、本市における生息の状況はどのようなかをお聞きいたします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部次長 棚橋武己君。

○経済部次長（棚橋武己君）

先ほどもお答えしましたように、最近、市内でニホンジカが目撃情報が寄せられるようになりました。ニホンジカは集団性が強く、群れで行動します。

ことし4月、日吉町北部の牧草地に群れが一時的にすみつきました。数ヘクタールの牧草が被害を受け、畜産農家によりますと数百万円分の被害額だということです。直ちに猟友会員による捕獲体制の強化を図りました。

ニホンザルも群れで行動しますが、市内では単独行動の若齢オスが目撃されることはありますが、現在まで被害報告はありません。

カラスによる被害は、畜産農家の飼料用トウモロコシ畑、家畜の飼料そのものが主であります。毎年、猟友会員による駆除を実施しておりますが、集団で行動することが多く、民家近くでの銃砲の使用が制限されることなどから、駆除による個体数の管理は困難を極めています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

ありがとうございました。

じゃあ、次に移ります。

有害鳥獣捕獲等の活動を行う鳥獣被害対策実施隊について、全国で平成26年4月末時点において864市町村まで増加しておるが、一部の地域においては鳥獣被害が発生しているにもかかわらず、設置状況におくれが見られるところがあるとのことを耳にします。

有害鳥獣捕獲の強化にあたっては、捕獲に従事する人の育成、確保が重要であることから、各都道府県において鳥獣被害捕獲隊の設置促進が促されております。

瑞浪市の現状では、猟友会にイノシシ、ニホンジカを、猟期以外は1頭8,000円で有害鳥獣駆除をお願いしている状況であります。

鳥獣被害対策実施隊が設置された場合は、今までと同様の条件での有害鳥獣駆除対策となるのか。また、実施隊は技能講習の免除、狩猟税の軽減、実施隊員は地方公務員法に規定する特別職扱いとなり、公務災害の適用が受けられるなどの様々な優遇措置が適用されているが、猟期も対象となるのかなど、検討課題がたくさんあります。

経済部長にお伺いいたします。要旨イ、鳥獣被害対策実施隊の設置についての検討状況はどのようなか。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

次長でいいですか。

○6番（成瀬徳夫君）

はい。次長、お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部次長 棚橋武己君。

○経済部次長（棚橋武己君）

それでは、お答えします。要旨イ、鳥獣被害対策実施隊の設置についての検討状況はどのようなかについてお答えします。

国は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律を制定し、第8条で、「国及び都道府県は、市町村が行う被害防止施策が円滑に実施されるよう対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助、その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充、その他の必要な財政上の措置を講ずるもの」とし、第9条で、「市町村に鳥獣被害対策実施隊の設置」を促しております。

本市においても、平成28年度に瑞浪市鳥獣被害対策実施隊を設置することを目標とし、現在は設置に向けての調査・準備を行っている段階でございます。

他市の実施隊設置事例を参考にしまして、実施隊の設置などに関係する事項を検討し、必要な法整備を進めておりますので、何とぞご理解ください。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

再質問ですけれども、瑞浪市はカラスの駆除、ツキノワグマ等の出没確認などを委託し、有害鳥獣駆除業務委託料を猟友会に払っておりますが、鳥獣被害対策実施隊が設置された場合は、有害鳥獣駆除業務委託料はどのような取り扱いになるのかをお聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

経済部次長 棚橋武己君。

○経済部次長（棚橋武己君）

鳥獣被害対策実施隊が設置された場合は、有害鳥獣駆除等業務委託は廃止させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

まあ、冒頭に言いましたが、鳥獣被害が発生しているにもかかわらず、設置状況におくれが見られるところがあるということは、鳥獣被害対策実施隊の設置にはいろいろクリアしなければならない検討課題があるように私は思いますので、慎重な対応をお願いしたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

次の要旨ウに移ります。

4月23日の木曜日に、会派 新政みずなみで東京に出向きました。目的は、「地方創生について、地方がすべきこと」、それから、「マイナンバー制度について、地方に影響すること」の2テーマを、内閣府の方々を講師に勉強をしてまいりました。

そのときに、衆議院第2議員会館の会議室での勉強会でしたので、古屋代議士と面談をすることができました。

面談の席上で、「平成26年度補正予算 ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」で、瑞浪市から公募のあった「クラウドを活用した有害鳥獣捕獲ワナ監視通報システム」が、この4月末に交付されるので、頭に入れておいてくださいということを伺いまして、まあ、このクラウドを活用したことが今回の補正予算で上がってきてるわけなんですけども、このクラウドを活用した有害鳥獣捕獲ワナ監視システムは、ICT、情報通信技術なんですけども、これを活用した鳥獣被害対策の有害鳥獣ワナ監視システムを導入し、農作物被害の低減を通じ、農業振興を図ることを目的とする鳥獣監視通報装置でございます。箱ワナに獲物がかかったことを感知するとメールで配信され、効果的な有害鳥獣の捕獲を実現するシステムと聞いております。

また、先の新聞でも報道されましたことなんですけども、具体的にどのような内容なのか、また、猟友会とどのような協議をされておるのか、経済部次長にお伺いいたします。

要旨ウ、ICTを活用した鳥獣被害対策の内容はどのようなか。よろしく願いします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部次長 棚橋武己君。

○経済部次長（棚橋武己君）

それでは、要旨ウ、ICTを活用した鳥獣被害対策の内容はどのようなかについてお答えします。

この事業は、総務省の「平成26年度補正予算 ICTまち・ひと・しごと創生推進事業にかかる提案の公募」に瑞浪市が応募をいたしまして、4月30日に総務省から採択候補として決定した旨、通知があったものでございます。

事業計画の概要につきましては、有害鳥獣の効率的な捕獲などを実現するため、既存の携帯電話ネットワークを利用したワナ監視通報装置を、有害鳥獣捕獲ワナに取り付け、ワナが作動した場合に、あらかじめ指定した携帯電話、パソコンにメールが届くというものです。

従来は、猟友会員の方が設置したワナを一基一基、早朝から見回る必要があり、一人で設置、見回りができるワナの数には限りがありました。このシステムの導入により、見回り労力の軽減、誤捕獲への早期対応、迅速な連携により、イノシシなどがワナにかかった際の処分など、素早い対応が可能となり、効率的なワナの運用ができるものと考えております。

システムの導入により、ワナの設置台数をふやすことが可能となります。

今回の事業では、このシステムを20セット導入し、箱ワナ8基、くくりワナ48基、合わせて56基のワナが監視できる計画としております。

このICTを活用した有害鳥獣捕獲ワナ監視通報システムを利用すれば、農産物等への被害の低減を通じた農業振興を図るとともに、住民の皆様様の生命、身体または財産にかかわる被害を未然に防止することができるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

再質問です。このクラウドを活用した鳥獣被害対策ですけれども、国の補助金で行う事業です。猟期において、まあ、狩猟期ですね。において、猟友会の会員は狩猟許可をとって、狩猟税を納めて狩猟を行うわけなんですけれども、このシステムを貸与された猟友会員においては、このICTを活用した有害鳥獣駆除システムを、猟期においても狩猟を目的としての使用は可能なんですか。お伺いします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部次長 棚橋武己君。

○経済部次長（棚橋武己君）

総務省情報通信国際戦略局によれば、このシステムの効果を検証するためには、正確な捕獲数、作業時間などを明確にする必要があるために、このワナの使用期間などについては総務省と検討してまいります。年間を通して利用を、総務省からは使ってほしいということをお願いしております。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

このシステムを使用した場合、今まで1頭8,000円ということでは有害鳥獣駆除費用を払っておるわけなんですけれども、檻の見回りが少なくなるということで手間が省けるわけなんですよね。そうすると、1頭8,000円かからないんじゃないのかなという話が出る可能性があるんですけども、このようなクラウドを利用した場合、いろいろな課題があると思いますので、それこそ先ほども言いましたように、運用には慎重な検討をしていただいて、進めてもらいたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

それでは、次の標題2に移ります。標題2、幼稚園の課題について。

瑞浪市の幼稚園では、「子どもを産み育てるならみずなみで」と思ってもらえる、多様で充実した子育て支援と、安心して子育てができる環境づくりの取り組みで、幼稚園の職員の方々には子育て支援の担い手として、大変なお仕事と受けとめております。

また、瑞浪市は幼保一体化の先進市として全国的にも注目されていますので、なおさらまた大変でございましょう。

一つの幼稚園において、教育部と保育部があり、国の所管が違うこともまた大変であると理解しております。

保育士の方々は、当然、有資格者ですが、教育部が担当できる保育士と、そうでない保育士があると聞きます。

また、正規保育士と臨時保育士が就労してみえるわけですが、本市の各幼稚園の状況はどうか、民生部次長にお伺いいたします。

要旨ア、正規保育士と臨時保育士の割合はどうか。よろしくお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

おはようございます。それでは、標題2、幼稚園の課題について、要旨ア、正規保育士と臨時保育士の割合はどうかについてお答えさせていただきます。

平成27年度の公立8幼稚園における保育士の状況につきましては、正規保育士は60名、主に補完的役割を担っていただいております臨時保育士は79名で、臨時保育士が占める割合は57%となっております。

臨時保育士につきましては、育休代替、未満児クラスへの加配、3歳児クラスへの加配、障がい児加配等のほか、延長保育、土曜日の保育等に対応するために雇用させていただいております。

クラス担任につきましては、原則的には正規職員を充てることとしており、資格につきましては、すべての正規職員が保育士及び幼稚園教諭資格を有しており、教育部、保育部、どちらにも対応できる体制となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

子どもを幼稚園で預かることの大変さは、察するところがあります。

幼稚園の保育部の職員の就労時間は、子どもを預かる時間から帰す時間までの間が非常に長いということで、延長保育を含めると非常に長い時間帯ではありますが、どのような就労規定で対応されているのか。

また、正規保育士と臨時保育士をどのような状態の配置で対応されているのかを、民生部次長に

お伺いいたします。

要旨イ、幼稚園の保育部の保育士の就労はどのようなか。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

それでは、要旨イ、幼稚園の保育部の保育士の就労はどのようなかについてお答えします。

現在、本市の8公立幼稚園は、平成26年度より3歳児から5歳児の幼保一体化が完全実施となり、同じ施設内において教育部と保育部の合同活動を行っております。

その中で、教育部は8時30分から14時30分を保育時間とし、保育部は保護者の就業時間により、保育標準時間は7時30分から18時30分、保育短時間は8時30分から16時30分までとし、瑞浪幼稚園、みどり幼稚園、一色幼稚園では19時30分までの延長保育を実施しております。

この保育時間の多様化、長時間化に対し、正規保育士と臨時保育士が各園の保育利用状況に応じて、早朝当番、延長当番など、多様な勤務ローテーションを組み対応させていただいておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

再質問ですけれども、保育園で、それこそ今言われたような就労をしてみえるわけなんですけれども、同じ子どもを同じ場所で面倒を見る仕事ですけれども、正規保育士と臨時保育士のペアで就労するというのだそうですけれども、これには責務というのがつきまとうわけなんですけれども、この辺はどのようなことになっておるのかお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

大切なお子さんを預かっておりますので、正規の保育士であり、臨時の保育士、ともに責任を持って保育をさせていただいておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

まあ、当然のことですけれども、両方、責任を持ってもらわないかんと思いますけれども、その辺もきちっとやっていただきたいと思います。

幼稚園においては、保育士がすべて子どもたちに目が届いているかが一番の課題で私はあると思うんです。本当に保育士さんが足りているのかが疑問でありましたけれども、まあ、一応足りているということを確認させていただきました。

お預かりした大切なお子さんを、朝の受け入れから夕方の引き渡しまで、無事に預かって保育していただくことをお願いしておきます。

要旨ウに移ります。

同じ幼稚園の中に、教育部と保育部があり、教育部の授業料と保育部の授業料の制度に違いがあることについてを質問させていただきます。

瑞浪市の幼稚園では、教育部と保育部があり、市の制度も、国の所管の違いにより違いが生ずることは承知しております。

私は平成23年12月議会において、子育て支援の質問の中で、1世帯3人以上の子どもがいる場合、第3子から保育料を免除する支援についてを質問したことがあります。

市長からは、「3人目以降の子ども保育料については、研究課題という形で時間をいただきたい」という答弁をいただきました。もうあれから3年半が過ぎました。

瑞浪市役所民生部社会福祉課子育て支援室が出している、親と子のハンドブック「にこにこ」というものがあります。これは平成27年4月に改訂されました本ですけども、ある若い子どもを持ってみえる奥さん方が集まってみえるところへ私がうかがったときに、この本で勉強をされておりました。

このときに、幼稚園の教育部の授業料は、小学校3年生以下の子どもが2人以上いる場合は、第2子は半額、第3子は無料。まあ、3年生以下の子どもがおる場合は無料ということでございます。

同じ幼稚園の保育部に預けている子どもの保育料は、2人以上預ける場合は2人目の保育料は半額、3人目以降の保育料は無料となっておりますが、この3人目が、3人が保育園にいないと無料にならないということでございます。

ですから、この保育部の保育料の規定は、ゼロ歳児から保育が可能であるが、親として生後間もない子どもを手元において育てたい時期であることを考えると、現実的にハードルの高い規定だと私は思うんです。

「幸せ実感都市みずなみ」をアピールしていくために、子育て支援を更に充実することが必要と私は思っております。

ぜひとも、保育部と教育部、同様の保育料の規定に改められないか、市長にお伺いいたします。

要旨ウ、子供が複数の家庭に対する教育部の授業料と保育部の保育料の規定が異なることについては是正できないか。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

おはようございます。それでは、成瀬議員ご質問の要旨ウ、子供が複数の家庭に対する教育部の授業料と保育部の保育料の規定が異なることについては是正できないかについてお答えさせていただきます。

今年度より、教育部の授業料につきましては、同一世帯から小学校3年生以下の子どもが2人以

上いる場合、教育部を利用している第2子は半額、第3子以降は無料というふうになったわけでございます。

保育部の保育料につきましては、保育部を利用している子どもが2人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無料となっており、これらは国の制度に準じて行っているものでありまして、議員が今ご紹介いただいたとおりでございます。

幼稚園の授業料につきましては、今年度から、多子軽減が小学校3年生までのお子さんまでとすることで、多子軽減の幅が3年間から6年間と拡大されたことございまして、保育料についても、同様に拡大できないかのご質問でございますけれども、保育料につきましては、既にゼロ歳児から5歳児までの6年間で多子軽減を実施しておりまして、今後も国の制度に準じた取り扱いを行うことと、現時点はさせていただいております。

私も保護者の方から、小学校へ行った後も保育料の軽減を希望されている、大変切実な声をお聞きしていますので、今後も子育て家庭の支援を通じまして、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、国・県に要望を行うなど、多子世帯における経済的負担の軽減を図れるように行っていききたい、市長会などを通じまして、国に要望をしていききたいと思っております。

まあ、こういう国・県への働きかけの要望の結果、今、少なくとも教育部におきましては、拡大になったということでございますので、引き続き、今度は保育に関しましても拡大が図れるように努力をしていききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

まあ、私がこの前、平成23年度に質問したときよりも多少はよくなってきておるなと思っておりますけれども、教育部と保育部も同じような形にしていただけないかというのが市民、若い奥さん方の要望でございますので、よく検討していただきたいと思っております。

国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を利用した、多子世帯保育料軽減事業の取り組みで、同時入所要件を外すことで、多子世帯における実際の子どもの入所人数に応じた経済的負担の軽減を図り、第3子の出産環境づくりに寄与するなど、出生率向上につながる取り組みを行う自治体が今ふえております。富山県とか、そういうところがありまして、そういう支援策が国のほうでも出てきておりますので、瑞浪市も出生率向上を図る必要があると思っておりますので、早急に取り組んでいただくことをお願いしておきたいなと思っております。

よろしく願いいたします。

次に、標題3に移ります。

標題3、公共施設白書整備事業についてをお伺いいたします。

公共施設白書と言いますと、公共施設の現状と課題を、「量」と「管理運営経費」と「利用状況」の3つの視点から施設の総量を把握し、それらの調査と分析による結果や評価を行うことであり、一般的に申しております。

縮小の時代になり、少子高齢化社会が進むと税収の減少につながることは間違いありません。

また、社会福祉には、必要な支出が増加いたします。

このため、公共施設の保全や整備に予算をたくさん振り向けることは困難な状況となることは明らかでございます。

行政は、真に必要な施設サービスの提供を維持可能なものとしていかなければなりません。

公共施設白書の作成は、公共施設の現状と課題を把握し、それらの調査と分析による結果や評価を行うとともに、管理運営面において課題を明らかにして、公共施設のあるべき姿について、市民とともに論議していくことが求められております。

総務部長にお伺いいたします。要旨ア、公共施設白書の位置づけはどのようなか。よろしくお願いたします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

おはようございます。それでは、ご質問いただきましたので、お答えいたします。

標題3、公共施設白書整備事業について、要旨ア、公共施設白書の位置づけはどのようなかについてでございます。

近年、全国的に公共施設の老朽化が問題となり、その対策が大きな課題となっております。一方で、各自治体は厳しい財政状況が続き、人口減少による公共施設等の利用需要も変化することが予測されております。

そこで、平成26年4月22日付で、総務省から「公共施設等総合管理計画」の策定の要請がございました。これは、公共施設の全体状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担の軽減と平準化を図り、公共施設の最適な配置を実現しようとするものであります。

本市では、平成21年11月に市独自で「公共施設見直し計画」を策定し、10年を計画期間とし基本方針を定め、幼稚園や児童館、駅北分庁舎、老人憩いの家などの耐震改修、公共施設の廃止、用途転換などに計画的に取り組んでまいりました。

今回の国からの要請を受け、より具体的かつ長期的な視点に立った計画を策定するため、昨年の6月議会の補正予算にて3年間の債務負担行為を設定し、平成26年度に「固定資産台帳」を整備、ことし中に「公共施設白書」を作成、そして、来年度に「公共施設等総合管理計画」を策定と、段階的に進めております。

ご質問の「公共施設白書」につきましては、市が保有する公共施設について、更新の時期やその費用を市全体として把握し、今後の効果的な対策を検討するための基礎資料とすることを目的とするものでございます。公共施設の機能や配置、利用状況、老朽化の状況、運営経費など、その現状を整理し資料化し、公共施設の整備・維持管理等について、基本的な考え方や素案を提示するものでございます。

また、平成28年度に策定いたします「公共施設等総合管理計画」の基礎資料として活用してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

管理計画の基礎資料としていくということで、伺っておきます。

要旨イに移ります。

公共財産は、本市が所有していることを前提としたものであるが、本市が管理を行う施設の中には、市有地に設置した施設を初め、土地を借り上げて設置しているものがあります。

これらの施設も含めて、「住民サービスから福祉を増進する目的を持って利用に供する施設」を公の施設として、その管理・運営を行うものを公共施設と言うわけですが、このように考えると、公共施設白書に取り上げる施設は数多くありますが、本市においてはどのような公共施設を取り上げて取り組むのか、総務部長にお伺いいたします。

要旨イ、公共施設白書事業に取り上げる施設はどのような施設か。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

それでは、要旨イ、公共施設白書事業に取り上げる施設はどのような施設かについてお答えいたします。

本市の公共施設白書は、保育所や学校、公民館、庁舎などの「公共建築物」を対象として作成いたします。一方で、道路や橋梁、上下水道、公園などの「社会基盤施設」につきましては、対象としておりません。これは、「社会基盤施設」につきましては、それぞれに施設管理台帳や建設、更新に係る計画を策定しておりまして、計画的な整備、管理運営を行っているからでございます。

また、平成28年度に策定いたします「公共施設等総合管理計画」につきましては、現在、作成中の公共施設白書の対象となります「公共建築物」と「社会基盤施設」を含めた、すべての「公共施設」等を対象といたしまして、その現状を把握し、公共施設などのあり方、長期にわたる維持管理費用、更新に係る費用とその財源などを示すものを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

6番 成瀬徳夫君。

○6番（成瀬徳夫君）

基本的には、建物だということで認識しておけばいいということでございます。

まあ、先ほどちょっと総務部長が言われましたように、上水道・下水道、それから、橋、道路等は社会基盤整備のほうでやっているから今回の公共施設白書には含まないということでございます。

けども、まあ、そのようなこともありますけども、これは建設部長のほうが多分やってみえると思いますので、そちらのほうも塩梅よくやっていただくように、ひとつよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、成瀬徳夫君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

次に、3番 渡邊康弘君。

〔3番 渡邊康弘 登壇〕

○3番（渡邊康弘君）

皆さん、おはようございます。

議席番号3番、会派 虹の渡邊康弘と申します。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

議員としての3カ月間、地域の皆様の声からいただいた願いを少しでも行政の皆様に届けることができればと思い、今回の標題を質問させていただきます。

標題1、子ども・子育て支援について、要旨ア、放課後児童クラブの運営に対して既存施設を有効活用すべきではないかに入らせていただきます。

中心部の放課後児童クラブは、開設から年々利用者がふえております。指導員の皆さん、また行政の皆様の協力で、できるだけ多くの児童を受け入れてくださっていますが、実際に訪れてみると、施設内は狭さを感じずにいられませんでした。

放課後児童クラブを短期的に、また、長期休暇だけ利用したい、そう思われている家庭の皆様も多くいます。

これ以上子どもがふえ、施設内が飽和状態になったら、精神衛生の面でも余りよくないのではないのでしょうか。このような状態になれば、万全の態勢で子どもを受け入れることができない状況だと感じます。

新たに既存の施設を利用し、放課後児童クラブの運営を考えてはどうでしょうか。

そこで、民生部次長にお聞きしたいと思います。要旨ア、放課後児童クラブの運営に対して既存施設を有効活用すべきではないか。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

それでは、標題1、子ども・子育て支援について、要旨ア、放課後児童クラブの運営に対して既存施設を有効活用すべきでないかについてお答えさせていただきます。

本市の放課後児童クラブにつきましては、瑞浪地区、土岐地区、稲津地区、明世地区、釜戸地区の5小学校区で6クラブ、日吉小学校区においても夏休み・春休みのみ開所する季節学童クラブが

あり、合わせて7つの放課後児童クラブが運営されております。

運営にあたりましては、教育委員会の協力のもと、6つの放課後児童クラブが小学校の空き教室や体育館、会議室など、学校施設内の既存施設を有効的に活用されております。

議員が心配されておりますのは、恐らく瑞浪小学校区の放課後児童クラブ「すずめっこ」のことだと思われませんが、このクラブにつきましても、今年度の登録児童数85名に対し、資格を有する指導員3名、補助員8名で運営されており、児童1人当たりの面積基準であります1.65平方メートルも確保されておりますので、よろしく願いいたします。

放課後児童クラブは、共働き世帯やひとり親家庭、また、核家族の進行により、「子どもたちの放課後を安全に過ごせる場」として、重要な事業と認識しており、今後も放課後児童クラブが円滑に運営されるよう支援させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

今後、利用する子どもたちのためにも、また、学校統合が進めば地域ごとの必要性は大きく変わってくると思いますので、行政が先を見据えてサポートしていただければと思います。

それでは、要旨イ、幼稚園、保育所等における一時預かりを行うべきではないかに入らせていただきます。

通常の教育時間の前後、長期休業期間中、保護者の冠婚葬祭や急な仕事など、家庭での育児が一時的に困難になったときなど、安心して子どもを預けられる環境が必要ではないでしょうか。

それは、自分たちが通いなれた、信頼できる保育士がいる幼稚園ではないでしょうか。

多治見市、土岐市、可児市、恵那市、中津川市では、既に保育園での一時預かりが行われております。

また、本市でも、私立の園では既に自主的に一時預かりを行っております。

瑞浪市子ども・子育て支援事業計画では、平成31年度確保方策は実施を検討となっておりますが、このままで本市の子育て世代は幸せを実感することができるのでしょうか。

改めて、平成31年度確保方策の検討を見直すことはできないのでしょうか。

そこで、民生部次長にお聞きしたいと思います。要旨イ、幼稚園、保育所等における一時預かりを行うべきではないか。よろしく願いします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

それでは、要旨イ、幼稚園、保育所等における一時預かりを行うべきではないかについてお答えさせていただきます。

本市では、公立の幼稚園、私立認可保育園での一時預かりは現在は行っておりませんが、認可外

保育施設の「せいわ保育園」にて一時預かりを行っていただいております、昨年度の利用者は6名で、事由は里帰り出産、就職活動とのことでした。

本市では、一時預かりにかかわる事業として、ファミリー・サポート・センター事業がございます。これは、育児の援助を依頼したい人と援助をしたい人が会員となり、有償で子どもを自宅等で預かるもので、現在のところは、この事業を活用していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

ファミリー・サポート・センターがあるからと言われましたが、市民の皆様のためにも、これからの時代のニーズに目を向けまして、対応可能な園からでも構いませんので、実施いただければと思います。

それでは、要旨ウ、ファミリーサポートセンターの現状に対し、本市の見解はどのようかに入らせていただきます。

ファミリー・サポート・センターを実際に利用している保護者は、とても少ないのではないのでしょうか。

「今のままの料金だと利用しようとは思いません」、「預かってもらうなら、保育園が」などの声も聞かれます。

利用状況を見ても、平成25年度は161件、平成26年度は67件となっております。これは同じ利用者が複数回利用しているものも含まれます。

本来、家庭などで周囲に預けられるような人間関係を築くことが理想です。ただ、共働きが当たり前となった時代、より利用者の目線に立ち、情報発信をして安心して利用できる環境をつくる必要があるのではないのでしょうか。

また、この事業は援助会員がいなければ成り立ちません。保育士、幼稚園教諭など、有資格者は何名いるのでしょうか。

そこで、民生部次長にお聞きしたいと思います。要旨ウ、ファミリーサポートセンターの現状に対し、本市の見解はどのようか。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

それでは、要旨ウ、ファミリーサポートセンターの現状に対し、本市の見解はどのようかについてお答えさせていただきます。

本市はファミリー・サポート・センターを稲津地域子育て支援センターに設置しております。

要旨イで触れさせていただきましたファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を依頼

したい人と、援助したい人が会員となり、一時的、臨時的に有償で子どもを自宅等で預かるものでございます。相互援助を行うことにより、地域で子育てを支え合う仕組みづくりを行っております。

対象者は、おおむね1歳から10歳の子どもで、保護者の仕事の都合や兄弟等の学校の行事で、子どもの面倒が見られない場合等に利用することができます。

平成26年度の利用件数は、議員がおっしゃったとおり67件で、主な利用事由は、子どもの習い事等の場合の預かり32件、保護者の短時間・臨時的就労の場合の援助16件、冠婚葬祭や子どもの学校行事の際の子どもの預かり12件等となっております。

なお、本市のファミリー・サポート・センターに登録いただいております援助したい会員は、現在50名の方がみえます。資格につきましては、講習を受けることで取得もできますが、そのほかにも保育士の資格者24名、幼稚園教員免許を持ってみえる方が24名、教員免許取得者8名のほか、看護師、ホームヘルパー等の資格を有してみえる方もございます。

ファミリー・サポート・センターは、子育て支援の重要な事業であり、今後も多くの方々に利用していただけるように、制度の周知に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

ファミリー・サポート・センターを含め、延長保育、放課後児童クラブや病後児保育の現状、実施されている事業のより一層の充実とともに、幼稚園や保育園での一時預かり、子育て短期支援や利用者支援事業等の、まだ検討段階の事業を、市民の目線に立ち、実施していただければと思います。

それでは、要旨エ、子ども・子育て支援について本市の見解はどのようかに入らせていただきます。

本市が計画する子ども・子育て支援事業計画で、「みんなで守り、みんなで育み みんなの笑顔が満ちる子育て」を基本理念に、次世代を担う子どもたちや、親の支援というだけでなく、すべての市民がこのまちで子どもを産んで、子育てをしたいと思えるまちづくりを目指して、全力を尽くしてくださるようお願いしております。

ただ、それには行政単体のサービスだけでなく、市民、市民活動団体、企業などと連携して、子育てを支援していく必要があると思います。

そこで、市長にお聞きしたいと思います。要旨エ、子ども・子育て支援について本市の見解はどのようか。よろしく願います。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、渡邊議員ご質問の要旨エ、子ども・子育て支援について本市の見解はどのようなかについてお答えさせていただきます。

近年、急速に少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりが希薄化し、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などによりまして、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中、子どもたちが笑顔で成長していくことができるよう、子育て世帯の保護者の皆さんには、日々子育てに励んでいただいております。

本市では、こうした保護者の頑張りを支えるため、これまでに地域子育て支援センターや家庭児童相談員による子育て家庭の指導相談などを行ってまいりました。更に、子育てにかかわる情報の提供なども行うとともに、幼保一体化に対応した幼稚園や児童館、先ほど説明しましたファミリー・サポート・センター、病後児保育所の設置、また、放課後児童クラブを支援することにより、子育て世代に対する多様なニーズにこたえることができる体制づくりを進めてまいりました。

先ほどちょっとお話がありましたけれども、保育料とかいろいろ、そういう金銭的な公共利用を下げるといふ支援も一つの支援の方法でしょうけれども、このような制度とか施設とか、そういう受け入れ体制を整備することも、私は大切な子育て支援ではないのかなというふうに今思っておりますので、そこに加えさせていただきます。

ことし4月には、子ども・子育て支援の更なる取り組みといたしまして、平成24年8月に成立しました「子ども・子育て関連三法」に基づきまして、「瑞浪子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画では、「みんなで守り、みんなで育む みんなの笑顔が満ちる子育て」を基本理念といたしまして、次代を担う子どもたちや、親の支援だけではなく、すべての市民がこのまちで子どもを産んで、子育てがしたいと思えるまちづくりを目指しているところでございます。

この計画の実現に向けましては、行政サービスの拡充のみならず、市民、市民活動団体、企業などが主体となってそれぞれの役割を担い、連携し、子育て家庭を支援していく必要があるわけでございます。

本市では、子育て支援センターが地域に出向き、民生委員、児童委員、主任児童委員さんの協力をいただきながら、地域の母親やお子さんと遊びながらおしゃべりをする「ママ&キッズひろば」事業を実施してきており、平成27年度は10地区で36回の開催を予定しております。

私も先日、状況を確認に行かせていただきましたけど、本当に若いお母さん方が赤ちゃんを、小さいお子さんを連れられて、民生・児童委員さんとか、包括支援センターの職員さんと一緒に楽しんで、いろんなゲームや遊びや、そして、個別の相談などにも対応してみえる姿を見まして、ああ、すばらしいなど、こういう取り組みもしっかり子育てに寄与してるんだなという、私はうれしく思ってきたわけですが、これを10地区で36回ということですが、この回数がこれでもいいのかなのか。もっともっと地域も広げ、そして、回数も広げていくことも必要だなというふうに思っていたところでございます。

また、先日は、これは青年会議所の皆さんが、子育て支援事業といたしまして、「子育てワール

ドカフェ」、「子育て応援講演会」を行っていただきました。

また、多治見市にありますNPO法人では、親の支援に力を入れている団体もございますし、本市においても子育て支援の活動をしてみえる方もおられ、こうした子育て支援活動をしてみえる団体等と連携をしまして、事業を活用させていただくことなども含め、本市の子育て支援事業の一層の充実を図りたいと考えておるわけでございます。

先ほど議員もご紹介いただきましたように、行政だけではやっぱり対応に限界がありますので、いろいろな市民活動をしてみえる方々とか、事業所とか、各種団体とか、そういうところと連携をとることも必要ではないかと、議員も今、ご提案をいただきましたけど、全く私もそのとおりでございまして、やっぱりいろいろなお力をお借りしながら、そこに市が連携し、そして、補助もさせていただきながら、有効な子育て支援環境をやっぱりつくっていききたいというふうに思っておりますので、これからもどうぞご支援をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

今後の瑞浪市子ども・子育て支援事業計画の拡充や、市民、市民活動団体、企業などの連携で、市長が願う子どもや保護者一人一人が幸せになれる、また、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していく環境をつくっていただけるよう願っております。

ありがとうございました。

それでは、標題2、市有地の有効利用について、要旨ア、明賀台残土処分場の現状はどのようなに入れていただきます。

私が学生のころより、明賀台の下の土地の用途について、地域の方からも「あの土地はどうなるのだろうか」、「明賀台の宅地が広がる」、「駐車場ができる」など、様々な意見が出ておりましたが、現状では残土処分場として埋め立てが続けられております。

現場を見に行くと、下にある遊戯施設の駐車場よりも広く、あれだけの土地なら地域のために有効活用しないともったいないと考えました。

そこで、建設部長にお聞きしたいと思います。要旨ア、明賀台残土処分場の現状はどのようなか。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

おはようございます。それでは、渡邊議員の標題2、市有地の有効利用について、要旨ア、明賀台残土処分場の現状はどのようなかについてお答えします。

明賀台残土処分場は、山田町明賀台団地の北に位置し、昭和56年より処分場建設を開始し、現在、本市施工の工事において発生した残土を搬入しております。

この残土処分場は、広さが約4万4,000平方メートルで、平成26年度末までに26万8,000立方メートルの残土を搬入し、あと1万2,000立方メートルが搬入可能となっております。

埋め立て完了時には、隣接する明賀台17号線の路面より7.6メートル低い1万6,800平方メートルの敷地が造成されますが、開発行為及び高盛り土の検討がなされていないので、建築行為を行うことはできません。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

埋め立て地であるために、すぐには建造物が建てられないという答弁をいただきました。

そこで、最後の要旨イ、明賀台残土処分場の有効利用について本市の見解はどのようにかに入らせていただきます。

それなら、この土地を有効に使うにはどうしたらいいか。それは、地域の人たちが交流できる場所をつくる。バスケットやフットサルなどのスポーツができる芝生の生えた公園、花桃や桜並木のある散歩道、マレットゴルフ場等の有効利用をしてはどうでしょうか。

この地域には住宅地だけではなく、保育園や介護施設もあります。そのため、もしここに公園や広場ができるなら、管理や整備の協力をしていきたい、そう言っていただける団体も多くあります。

そこで、総務部長にお聞きしたいと思います。要旨イ、明賀台残土処分場の有効利用について本市の見解はどのようなか。よろしくをお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

議員ご質問の要旨イ、明賀台残土処分場の有効利用について本市の見解はどのようなかについてお答えいたします。

まず、普通財産の取り扱いにつきましては、その経済的な利用価値がなくなり、市として利活用の予定がない場合は売却を基本とし、公募などによる売却を行っております。

議員ご質問の明賀台残土処分場は、行政目的のない普通財産ですが、現在は公共事業の円滑な推進を図るため、残土処分場として利用しております。

残土処分場としての役割が終了後は、普通財産ですので、基本のとおり売却の用地となりますが、残土処分場は公共残土で埋められた用地であり、早期に売却し、建物をつくることができない用地でございます。

このため、まちづくり推進協議会を初め、地域の団体の皆様より、地域での利用につきましてご要望等がありましたら、埋め立て終了後、行政利用もしくは売却が決定されるまでの間は、所定の手続のもと、地域の皆さんに利用していただくことが可能であると考えております。ご要望等がございましたらご相談いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

3番 渡邊康弘君。

○3番（渡邊康弘君）

本市としても有効利用の可能性がある。そういった答弁がいただけたと思っております。

今後は、協力していただける団体とともに、本市と話し合いをし、要望を上げたいと思っております。

行政のご協力にも期待しております。

私の一般質問はこれで終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、渡邊康弘君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ここで、暫時休憩をします。

休憩時間は午前10時20分までとします。

よろしく申し上げます。

午前10時05分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（熊谷隆男君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（熊谷隆男君）

9番 石川文俊君。

〔9番 石川文俊 登壇〕

○9番（石川文俊君）

おはようございます。新政みずなみの石川です。よろしくお願いいたします。

ただ今、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきますが、トップバッターの成瀬議員、トップバッターはなかなか緊張するものだと言っておりましたが、何番手であっても一般質問は常に緊張するものでありますし、また、常に緊張感を持って質問をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

今さら言うまでもなく、ことし、あの阪神淡路大震災から20年という年になっております。1995年1月17日、本当に早朝、大きな揺れで目を覚ましたことを、今もしっかり覚えております。

死者6,434人。本当に大きな震災であったわけですが、災害は忘れたころにやってくるというようなことを言いますが、それから16年後、本当に阪神淡路地方も十分復興したなというような矢先、

4年前の東日本大震災であります。あれから早くも4年という年月がたったわけなんです、2011年3月11日、死者・行方不明者1万8,470人という大災害で、いまだに皆さん方のご記憶にも新しいことかと思っておりますが、それ以来と言いますか、全国各地において地震や噴火などの自然災害が本当に多く多発しております。

ご存じのとおり、昨年の御嶽山の噴火、そして、箱根山、口永良部島、あるいは浅間山と、少し調べて書き出そうかなと思ったら、本当に書き切れないほど多くの地震や災害、大雨、豪雨等々の自然災害がこの数年来起きておりまして、特に噴火や地震においては、先の東日本大震災が影響しているのではないかというような専門家の意見もございまして、つい数年前まで本当に人ごとの、他人事のように思っておったわけなんです、いつなるとき、この地方においても本当に大きな災害が起こるかもしれないというような危機感を持っているのも、皆様方と同じ状況ではないかというふうに思っております。

そんな自然災害、いざというときに真っ先に活動していただける方、活躍していただける方が、市の消防職員さんを初め消防団員の皆様でありまして、また、その団員の皆さん方にかかる負担というものは、本当に大きなものがあるかと思えます。

かねがね市民の生命、身体、財産を守る、瑞浪市の安心・安全のために崇高な使命を持ってと口では言いますが、その使命を負った団員の方々の苦労というものは、本当にはかり知れないと思いません。

まして、この使命がゆえに、先ほど申しましたように、東日本大震災では実に254名の消防団員の方が殉職されているわけでありまして。その多くの方が、取り残された人を助けに戻って、亡くなってしまったと。あるいは、津波に流されている人を目の当たりにして、放っておかず、自分自身もその津波の中に入って亡くなってしまった、というような方が多く見受けられているというふうに報告を受けて、今さらながら、本当につらい思いを持っております。

全国の消防団員の殉職者というものは、全国で年に1回、国で慰霊祭が行われるわけなんです、その資料を見ますと、ちょっと古い、明治時代よりもさかのぼってなんです、江戸時代の消防火消しの名残と言われております消防団ですが、明治以降、5,682名の方がきょうまでに亡くなっておられるそうなんです、今申しましたように、そのうちの4.5%、254名の方が、あの3月11日、たった1日で亡くなってしまったと。明治以来、百何十年の間に亡くなられた方の4.5%が、たった1日で亡くなってしまったこの大参事、そういうことは我々もしっかりと認識していなければいけないなというようなことを思うわけなんです。

ちなみに、これもちょうど消防長にお願いしまして調べていただきました。瑞浪市で一体、きょう現在、殉職者の皆さん方は何人みえますかというようなことを確認していただきましたが、これも少し古くさかのぼっていただいて、大正時代にまでさかのぼるわけなんです、10名の方が瑞浪市において、大正時代ですから瑞浪市施行前の資料も含めて、10名の方が殉職されているということでございます。

くしくも昨日、瑞浪市消防団の操法大会がございまして、本当に日ごろの訓練の成果をいかな

く発揮して、非常に立派な操法大会を演じて、催していただきました。

第1分団の第4部が優勝して、8月に行われる県大会に出場されるわけなんです、それに先立ちまして、開会式に、殉職消防職団員に対する黙禱が行われるわけなんです、まあ、私自身も本当に恥ずかしながら、先ほど申しましたように、瑞浪市内において何名の方が殉職されているかということも知らぬまま、ただ黙禱をささげていたという自分自身を恥じ、今後はそういったことをしっかり頭に入れ、哀悼の意をささげなければいけないと反省しているところであります。

ここで、消防庁国民保護・防災部防災課の大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会の報告書というものがあるわけですが、この中に、「消防団員を含めたすべての人が、自分の命、家族の命を守る。そのため、避難行動を最優先にすべきであり、消防団員がみずからの命を守ることが、その後の消防活動において多くの命を救う基本であることを皆が理解しなければいけない」というような報告が出されております。

この10人の方、瑞浪市でこれ以上、この数字をふやすことのないように、もちろん今現在もしっかりと教育されていることとは存じますが、今まで以上に身を守る教育、そのための訓練、そういったことも指導していただきたいというふうなことを思うわけであります。よろしく願いいたします。

そんな思いで、今回は消防団の現状についてということで、消防団についてを質問のタイトルとさせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

要旨ア、消防団の編成と団員数の現状はどのようなかについてであります、先般、総務文教委員会のほうで、ここには新しい、1期生の新人さん、5人全員が入ってみえるということで、管内視察ということで、消防署にも視察に行かせていただきました。

その折にいただいた資料等々で、おおよその数字等はもちろん把握しておりますが、やはりこういった場を利用して、今議会よりこういった状況もインターネットで配信されているわけですので、より多くの市民の皆さん方に現状を知っていただくという意味も含めて、改めて質問させていただきます。

また、過去、この10年間において、消防団についての一般質問をされた方は3人みえるわけなんです、一番最近でも2年前というようなことで、その当時の現状とは数字等も多少違ってきているかと思っております。そんなようなことを承知の上での質問でありますので、そこら辺のことをご理解の上、ご答弁のほどお願いしたいと思います。

要旨ア、消防団の編成と団員数の現状はどのようなか。消防長、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

失礼いたします。それでは、議員ご質問のタイトル1、瑞浪市消防団について、要旨ア、消防団の編成と団員数の現状はどのようなかについてお答えいたします。

平成27年度の消防団の編成は、団本部のほか、第1分団から第5分団及び女性分団、音楽分団の

7分団編成となっております。

条例定員495名で、実員は450名、充足率は91%でございます。

内訳といたしまして、団本部定員11名、実員10名、第1分団定員125名、実員117名、第2分団定員80名、実員80名、第3分団定員90名、実員90名、第4分団定員70名、実員67名、第5分団定員70名、実員56名、音楽分団定員29名、実員19名、女性分団定員20名、実員11名という編成状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

9番 石川文俊君。

○9番（石川文俊君）

ありがとうございました。おおよそ定員に対する実員が91%ということで、まあ、定員を満たしてはいないんですが、おおむねそれぞれの分団で、少ないところでも65%ぐらいになるんですかね。というようなことで、今後も消防団員の確保ということが課題になってくるかと思いますが、ちょっと消防長、確認をお願いしたいんですが、実は今、定員495名に対して実員450名というような答弁でございましたが、調べますと、消防組織法第19条により、定員は条例で定めることとしてあり、瑞浪市でも当然、条例で瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に定める条例第2条において定められておりますが、この件については、昨年12月議会で条例改正されて、ことし、平成27年4月より、この定員が475名から495名にされたということは承知しておりますが、その以前、平成23年には460名の定員が475名としてあります。

単純に、定員というのは人口に対して何%の割合かなというような形で考えておったわけなんです。人口減少を現実的にしている中で、この数年、平成23年、そして、昨年の平成26年と、定員だけは上がってきているんです。

そのような意味で、この質問は本来、昨年の12月議会、総務文教委員会の、常任委員会の席で質問しなければいけなかったことかと思いますが、その場ではそういった意見は出ておりませんでしたので改めて確認しますが、この定員495名、いわゆる「定員」というものはどういった基準で算出されているのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

失礼いたします。消防団員の定員495名の根拠はどのようなかというようなご質問でございますが、お答えいたします。

消防団の定員につきましては、昭和29年の瑞浪市制発足時から、8回の組織等再編で、平成27年から495名を定員として現在に至っております。

消防組織法及び国の定めます消防力の整備指針では、消防団の定員は市町村の条例や地域性、歴史的背景など様々であり、地域の実情に応じて配置し、業務を円滑に遂行するために必要な数とし

ているものでございますので、明確な人口割とかそういう定義はございませんので、よろしくお願
いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

9番 石川文俊君。

○9番（石川文俊君）

明確な算出方法があるわけではない。地域の実情に応じて定員を定めているということでありま
す。ありがとうございました。

冒頭、消防長から細かい団員の現状や編成状況等々をお聞きしたんですが、その内容についても
う少し具体的な数字等々をお聞きしたいと思っておりますので、再質問のような形になりますが、
2、3具体的な数字をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

定員についてお聞きしましたが、実員450名ということですが、昨年の市の操法大会は可
搬ポンプ操法でありましたけど、ここで第63回岐阜県消防操法大会において見事3位に入賞したと
いうことなんですが、このときの分団、団員、要員と言いますが全員市の職員さんであったとい
うふうに承知しておりますけど、実際、この450名の団員の皆さん方の中で、市の職員さんの占め
る割合というのは何人ぐらいみえるんでしょうか。お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

市職員の消防団員の数はどのようかについてお答えいたします。

実員450名中、市職員の消防団員は52名で、実員の11.5%でございます。

各分団の職員数は、第1分団に31名、第2分団に4名、第3分団に5名、第4分団に9名、第5
分団に1名、音楽分団に2名、女性分団は現在のところ職員の入団はございません。これは平成27
年6月現在の状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

9番 石川文俊君。

○9番（石川文俊君）

わかりました。ありがとうございました。職員さん52名、11.5%の方が市の職員さんであると。

職業柄と言いますか、市の職員さんが消防団員に加入しなければいけないというような実情も十
分理解するわけなんですけど、そういった消防団の方々、現実的に瑞浪市内に勤めてみえる方、瑞浪
市内に住んでみえる方、あるいは市外に住んでいるんだけど、瑞浪市の消防団に入っているんだよ
う方も中にはみえるかと思うんです。また、瑞浪市に住んでいるんだけど勤務地は市外だとい
うような方もみえるかと思うんですが、消防長、そこら辺の数字も報告していただけますか。よろ
しくお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

消防団員の居住地、勤務地の割合についてお答えいたします。

実員450名のうち、市内居住者438名で97.3%でございます。市外居住者12名で2.7%、すべて市内勤務でございます。

市内勤務者269名で59.8%、市外勤務者181名で40.2%という状況で、大半の団員の方は市内に居住していらっしゃいますが、約4割の団員さんは市外勤務という状況でございます。よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

9番 石川文俊君。

○9番（石川文俊君）

ありがとうございました。ただ今のご報告、450名の団員のうち、約97%の方が市内に住んでみえて、そのうちの約60%の方が市内に勤務してみえるというようなことで、450名の団員の皆さんのうち約40%の方は市外に勤務されているというようなことであります。

この数字から見ると、在宅中、いわゆる団員の方が家にみえるというのは夜間が多いかなというように思うわけなんです、夜間の災害に対してはおおよそ97%の方が対応可能だということなんです、災害は当然のこと、いつなるときやってくるかわかりません。昼間の災害に対しては450名の団員がみえるわけなんです、そのうちの60%の方で対応しなければいけないというような現状であるということを確認させていただきました。ありがとうございました。

要旨イに入らせていただきます。

これも消防署でいただいた防災センターの概要等々でおおよその数字はわかるわけなんです、改めてお聞きします。

市内における火災状況はどのようなかということをお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

失礼します。ご質問の要旨イ、市内における火災状況はどのようなかについてお答えいたします。

本市の平成26年までの10年間の火災発生状況は、平成17年が18件、その後20件前後の推移となっております。

平成26年、火災種別で分析しますと、建物火災が12件、林野火災が2件、枯れ草火災等のその他火災が12件ということで、建物火災は全火災件数の46.2%、約半数を占めている状況でございます。

全国の火災状況を見ますと、過去10年間で6万387件であった平成16年以降、おおむね減少傾向となっておりますが、平成25年の建物火災は全体の52.1%という高い比率を占めております。

また、岐阜県の火災状況を見ても、平成16年は1,052件で、以降、減少傾向でございましたが、平成25年の建物火災は全火災件数の44.3%という状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

9番 石川文俊君。

○9番（石川文俊君）

ありがとうございました。火災の多くが建物火災というようなことで、火災の約半数が建物火災だというようなことで答弁いただきましたが、建物火災と言いますと、実は火災報知器の設置が平成23年5月31日より義務づけされているというふうに承知しております。新築住宅については、平成18年6月からということで、既存の住宅については平成23年5月から、火災報知器の設置義務というものが課せられたというふうに承知しております。広報等々でも設置するようにということで周知されたということは承知しておりますが、今現在の火災報知器の設置状況、そして、この火災報知器を設置したがるための、この義務づけの効果というものは、消防長、どのように捉えてみえますか。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

住宅用火災警報器の設置状況はどのようかについてお答えいたします。

平成23年6月から住宅火災発生時の逃げおくれを防止するために、すべての住宅について住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

本市の住宅用火災警報器の設置率につきましては、これまで継続して設置の普及啓発に取り組んでまいりました結果、設置率は81%でございます。

平成26年7月、総務省消防庁の調査結果で、岐阜県の設置率が80.5%、全国の設置率が79.6%となっております。

今後も継続して、防火点検時などに設置の促進及び適正な維持管理の啓発に取り組んでまいりたいと思います。

住宅警報器を設置してからの効果につきましては、これは火災を防ぐためではなくて、逃げおくれを防ぐための警報器でございますので、逃げおくれを防ぐために設置の推進に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

9番 石川文俊君。

○9番（石川文俊君）

ありがとうございました。火災の状況を先ほど伺いましたところ、何年か、多少前後はあるわけですが、著しく件数が減っているということではないような状況であったというふうに伺いました。

火災報知器の設置率が81%ということで、県や全国に対してもそんなに劣らない数字で、今現在、設置されているというようなことであります。

火災報知器そのものが、確かに火災を防ぐものではなくて、逃げおくれを防止する、逃げおくれ

にも効果があるというようなことで理解いたしますが、瑞浪市においては人口は減少しておるんですけど、戸数はふえてるんですよ。先ほど玄関で、きょうの朝、登庁したときに見ましたら、約1万5,000世帯というようなことで、1戸建て住宅がふえているというふうに理解しておりますが、戸数がふえている割に件数が同じように推移しているという。逆に考えれば、火災報知器設置のおかげで火災件数も抑制されているかなというふうに捉えさせていただきます。

私の近所でも、つい鍋に火をつけたまま眠ってしまった方が、煙を感知する火災報知器をつけていたおかげで大事に至らなかったというような話も伺っておりますので、今後ますますこの設置率、まだ2割の方がつけてみえないということですので、設置率の更なる向上を目指して活動していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

要旨ウに入らせていただきます。

今、火災の状況等々をお伺いしましたが、実際の火災時における消防団員の出動状況はどのようなこととお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

ご質問の要旨ウ、火災時における団員の出動状況はどのようなことについてお答えいたします。

平成24年から3年間の火災に対する消防団員の出動状況でございます。平成24年、21件中8件、出動人員101人、平成25年、22件中5件、出動人員270人、平成26年、26件中6件、出動人員281人という出動状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

失礼しました。訂正いたします。

平成24年は21件中8件で、出動人員が401人でございます。失礼いたしました。

○議長（熊谷隆男君）

9番 石川文俊君。

○9番（石川文俊君）

3年間のトータル、集計ですけど、平成24年が21件中8件、平成25年が22件中5件、平成26年が26件中6件、現実的に消防団員の出動があったということで、おおむね3回か4回に一度は、本署だけではなく、団員の皆さん方のご協力を得てるというような数字かと思えます。

こうして、実働といいますか、現実には災害が起きたときに出動するのが消防団員さんの基本的な使命であるというふうに思っておりますが、そのためにも訓練をしなければいけない。そしてまた、昨日行われたような操法大会のための訓練も行わなければいけない。そしてまた、年が明けますと出初め式、あるいは消防団の新入退団式、あるいは市長点検等々いろんな行事があつて、それぞれ、そのとき行き当たりばったりでなかなかあれほど見事な活動はできないかというふうに、そのための十分な訓練を重ねてみえてのことかと思っておりますが、現実、今、実際に火災時における出動の状況はお聞きしましたが、再質問になりますが、こういった今申しましたような訓練を含めて、

団員さんの年間の活動実績というものは具体的にどのような数字になってるのでしょうか。お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

年間の消防団の活動実績についてお答えいたします。

平成26年の消防団全体としての活動実績は、出初め式から年末夜警まで9回、活動人員は1,992人でございます。

平成26年の各分団別の各種災害活動と訓練を含む活動実績は、団本部年間85日、第1分団129日、第2分団94日、第3分団156日、第4分団112日、第5分団108日、音楽分団95日、女性分団は平成26年4月発足以降でございますが、23日という活動実績でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

9番 石川文俊君。

○9番（石川文俊君）

ありがとうございました。皆さん方、この数字を今答弁を受けて、どのように捉えられているのでしょうか。数字だけ見ますと、第1分団で129日と言いますか、129回というような形でいいんですかね。多いほうだと、第3分団で156日。ということは、2日半に1回ぐらいの割合で出勤なり訓練をされているという現実であります。一番少ないところで94、5日というようなことで、それでも4日に1回は団員の皆さん方は、本当に訓練や出勤を重ねてみえるということで、改めてこういった数字を伺いますと、本当に大変な苦勞と言いますか、苦勞という言葉ではあわせない、犠牲と言うとこれはまた申しわけないような表現になっちゃうんですけど、本当に大変なご苦勞をなさっているということで、団員さんももちろんなんですけど、こういった数字を見ますと、その家族の皆さん方のご苦勞というものも本当にはかり知れないものがあるというふうに思っております。

そういった意味で、団員さんには年額、本当に申しわけないぐらいわずかではありますけど、報酬が出されておまして、団員報酬年額が3万6,000円、月3,000円というような報酬で、これほど多くの訓練を重ねてみえるというようなことでございます。

この訓練の回数の中には、先ほどちょっと申しましたが、ポンプ操法等々でも、ポンプ車操法と可搬操法ということで、毎年違うわけですし、ポンプ車の方はことしあったわけですけど、去年から既に一生懸命訓練もされてみえただろうし、可搬の方々も来年に向けて、ことし既に何回も訓練も重ねてみえる部分もあるかと思っておりますので、そのすべてにということはないと思いますが、消防長、いわゆる団員には条例によって報酬と同じように費用弁償も定められておまして、費用弁償は1回1,500円の、いわゆる出勤手当というものが出されているというふうに承知しておりますが、今言われた数字の、今言いましたように、訓練のための訓練、あるいは来年に備えての訓練とかあるかと思っておりますが、おおむねこういった回数にすべて費用弁償は出されているのでしょうか。いわゆる

る本当の、毎日、夜なんか訓練している風景をグラウンドなんかでよく見かけるんですが、そういったときにもしっかりと団員さんに対しては費用弁償が出ているかどうかということをお聞きしたいんですが。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

失礼します。すべて十分とはいきませんが、昨年、年々、費用弁償の予算もふやしていただきまして、おおむね足りていると考えております。

○議長（熊谷隆男君）

9番 石川文俊君。

○9番（石川文俊君）

ありがとうございました。報酬に加えて出動手当、いわゆる費用弁償というものも出されているようですが、それが出されているからいいのではないかとということではなく、こういった部分をしっかりと見直していただきたいというふうに思うわけです。

ちょっと調べてみますと、他の自治体では、消防団の多様な活動により、効果的に対応するためというようなことで、実際の災害とそれ以外の、先ほど申し上げましたように、演習や訓練などの費用弁償というものを区別している自治体もあるわけなんですね。地域によっては費用弁償が7,000円とか、あるいは実働で5時間以上、災害現場で活動したときは、またそれに対して7,000円の上乗せをするとかいうような。あるいは、ふだんの訓練は1,500円なんだけど、実際の災害出動に対してはその倍の3,000円を払うとかいって区別している自治体もあるようです。金額は、それはそれぞれの自治体の財政規模の関係によって違うとは思いますが、こういった部分は、消防長、どうなんですかね。一律1,500円というのではなくて、最低限1,500円の費用弁償をみる中で、実際に本当に、先ほど申しましたように、実際に二百何人も亡くなってしまうような実例があるわけですので、そういった危険な実際の災害については、指導手当を少し見直すというようなことも今後、必要ではないかというようなことも思うわけなんですけど、そこら辺について、消防長の個人的な見解になるかもしれませんが、もしご意見がございましたらお願いしたいんですが。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

ただ今のご質問について述べさせていただきます。

国・県の動向もこれから注視して研究している必要があると思いますし、東濃5市の足並みにも揃えていく必要があると思いますので、これから研究を重ねていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（熊谷隆男君）

9番 石川文俊君。

○9番（石川文俊君）

ありがとうございました。そうですね。瑞浪市ばかり素晴らしい待遇にしちゃうというわけにもいかんかと思いますが、それでも瑞浪市はすごいいい待遇にしたら、瑞浪市に移住して、団員の数がふえるかもしれませんし。それによってということはないかもしれませんが、一度、沿線、近隣の自治体ともよく相談の上、検討していただければいいかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

要旨エに入らせていただきます。

先ほどのように、女性分団というものが平成26年4月から新たに分団として立ち上げられたわけなんですけど、この女性団員の現状と実際の活動の内容というものはどのようなか、ご報告をお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

ご質問の要旨エ、女性団員の現状と活動の内容はどのようなかについてお答えいたします。

全国の消防団数は平成26年10月現在で2,220団、消防団員数は86万7,802人、そのうち女性消防団員を採用している消防団が1,384団で、女性消防団員が2万2,296人となっております。

本市の女性消防団員は、平成26年4月に発足し、団本部付け女性消防団員として8名が活動してまいりました。ことし4月からは女性分団となり、新たに3名の入団があり、現在11名で活動中でございます。

地域の安全・安心の確保に対する関心の高まりなどの要因により、消防団活動も多様化しており、女性の持つソフトな面を生かした市民への火災予防啓発活動、消防職員と同行して住宅用火災警報器の設置促進啓発活動、火災予防週間中のひとり暮らし家庭の防火点検、現在は応急手当の普及指導のため、24時間の応急手当普及員講習を受講し、資格取得後は応急手当、救命講習などの指導をしていただきます。

また、知識、技術の習得のために、消防団活動の基本であります操法の訓練にも取り組んでいたが、平成29年に神奈川県横浜市で開催されます全国女性消防操法大会へ岐阜県代表として出場する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

9番 石川文俊君。

○9番（石川文俊君）

ありがとうございました。全国では2万2,000人ですか、の女性消防団員のうち、瑞浪市には現在11名というようなことでございます。

先ほどの要旨アでも伺いましたが、昼間、市内の勤務の方が60%というようなことで、多くの団員さんがみえるわけなんですけど、なかなか日中は活動ができないというようなことも、いろんな意

味でも女性消防団員の方々にこれからご理解をしていただく中で、もっともっと団員さんがふえていただくといいかなと。

また、女性ならではの特性を生かした活動をしてみえるというようなことで、先ほども火災報知器の設置状況等をお聞きしましたが、80%ということで、まだ20%の方が設置されていない。そういった啓蒙活動についても、こういった女性消防団員の方々が活動していただけるといいかなというふうに思っておりますので、今後も勧誘や女性団員の皆さん方の活動に対して、しっかり我々自身も理解する中で、応援していきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、要旨オに入らせていただきます。

先ほど、充足率が91%でしたね。定員に対する実員が91%ということで、消防団員さんの確保というものは非常に難しい状況になっているかと思えます。

私の地元地域でも、団員さんと各区の区長さんたちを呼んだ懇親の席が年に1回あるわけなんです、そういった席で団員確保についての取り組みというものは、各区の区長さんは十分ご理解をしていく中で応援していただきたいというような思いでおるわけなんです、事実、団員がどのような取り組みをされているかというようなことなんです、地域防災力の充実強化に関する法律というものがあまして、ここの第9条に消防団への加入の促進というものがしっかり明記されているわけなんです。消防団への積極的な加入が促進されるよう、必要な措置を講ずるべきものとするということが法でうたわれております。

瑞浪市において、今現在、団員確保に向けた取り組み、どのような取り組みがなされているのか、要旨オ、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

消防長 小倉秀亀君。

○消防長（小倉秀亀君）

ご質問の要旨オ、団員確保に向けた取り組みはなされているのかについてお答えいたします。

地域防災の第一線で活動していただいている消防団員の確保は、大変重要な課題であると認識しております。

団員の実員は、ここ数年450名前後でございます。

各分団での勧誘活動や、各自治体と連携し入団に関する働きかけなどを実施しております。

今後も引き続き、広報みずなみ及び消防団ホームページなどを活用した入団促進に向けたPRや、成人式等様々な機会を利用し広報活動を行うとともに、平成26年4月に策定いたしました本市の消防団協力事業所表示制度を各事業所に周知し、平成28年度から県が実施する協力事業所に対する減税制度の普及に向けたPR活動や、更に消防団と連携強化し、団員確保に向けて取り組んでいく所存でございますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

9番 石川文俊君。

○9番（石川文俊君）

ありがとうございました。各団員、市民の皆様へのご理解、ご協力及び、今、消防長がちょっと触れられましたが、事業所等への働きかけなども積極的に行っていただいて、消防団員の皆様方、まずもって市民の皆さんに深く理解していただくというようなことが大事だというふうに思っております。これからも団員確保に向けた取り組み、積極的に行っていただきたいというふうに思うわけです。

それでは、消防長、ありがとうございました。

ここからは市長にお伺いしたいと思います。

要旨カであります。

市長、消防団の現状というものは、今、消防長からご報告のあったとおりでありまして、日ごろの訓練等々については本当に2日、3日に一度訓練してるというような現状があるわけなんです。こういった消防団員の皆様方に対して、市長は時あるごとに感謝の意を述べられていることは十分承知はしておりますが、また、改めましてこの席をもって、消防団員の皆さんの活動に対する市長の思いというものを、存分に語っていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、石川議員ご質問の要旨カ、団員の日頃の活動に対する市長の思いはどのようかについてお答えさせていただきます。

本当に昨日の瑞浪市の消防操法訓練大会におきましては、本当にご苦勞様でございました。

消防団は、本市の非常備の消防機関でありまして、その構成員である消防団員は、生業を持ちながらも「みずからの地域はみずからで守る」という郷土愛護の精神に基づきまして入団し、消防・防災活動を行っていただいております。地域の安全確保のために果たす役割は極めて大きいものがあるわけでございます。

私は市長といたしまして、できる限り消防団活動及び消防団各種事業を最優先として出席させていただきます。常に激励と感謝の意を伝えさせていただいております。

議員もご紹介いただきましたけれども、東日本大震災を初め、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が発生した際には、多くの消防団員の皆さんが出動されまして、消防団員は、災害防御活動や住民の避難指示、被災者の救出・救助などの活動を行い、大きな成果を上げられているところであります。地域住民からも高い評価と期待が寄せられているところでもございます。

また、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が懸念されている中、消防団を中核とした地域の総合的な防災力の向上が求められておりまして、消防防災体制の中核的な存在として、各種災害から市民の安全・安心を確保するために、仕事の傍ら訓練に励まれ、地域の安全確保と防災力の向上の

ため、平素から献身的にご尽力されていることに対しまして、改めて心から敬意を表し、深く感謝を申し上げるところでございます。

昨日も操法大会が終わった以降、団本部の皆さんの慰労会がございまして、そこにも出席させていただきまして、本当に心からの感謝の意を伝えさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

9番 石川文俊君。

○9番（石川文俊君）

ありがとうございました。こういった場を持って、市長から団員の皆様方、またその家族の皆様方に厚い感謝の言葉を述べていただきましたが、感謝の気持ちをあらわす方法は言葉以外にもいろんな方法があるかと思うわけなんです、要旨キ、団員に対し、ここで申しわけないです。僕の表現もちょっとよくないんですが、経済的支援をする考えはなんていうような、経済的というような表現をしておるわけなんです、いわゆる処遇の改善と言いますか、もう少し何かいい待遇をしてあげられないかというように思っていますので、そこら辺のことをご理解していただきたいというふうに思います。

県の事業で、「ありがとね！消防団」というような事業をやっておりますが、県内では1,443の事業所が加盟されて、瑞浪市においても30の事業所、店舗さんが加盟されておるんですが、この事業は県が、まあいわゆる、何て言いますか、旗を振って、口は出すけど金は出さんというような事業でありまして、「本制度は各応援事業所様のご厚意により成立している制度であり、応援事業所へのご登録やサービスの提供に対して、県からは費用補てん等はございませんのでご了承ください」というようなことで案内が出ております。本当に参加されている事業主さんが、消防団員の方々に対する感謝の気持ちというように行われている事業かというふうに思っております。

また、もう一つ、瑞浪市の飲食店組合さんも「ありがとう 消防団」というようなことで、94店舗の方が加盟してみえるというような事業があるわけですが、ここら辺が市長の答弁の中に入ってくるかどうかは確認しておりませんが、市長の答弁を聞いてから、またお答えしたいと思います。よろしくをお願いします。

要旨キ、団員に対し経済的支援をする考えはあるか。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、石川議員ご質問の要旨キ、団員に対し経済的支援をする考えはあるかについてお答えさせていただきます。

団員の位置づけは、国民の安全を守る消防防災体制において欠くことのできない存在でありまして、したがって、現にすべての市町村にも消防団が置かれております。国が想定する消防防災体制においても、消防団は不可欠な位置づけとなっております。

団員の重要性を明らかにする行政施策として、関係機関のほか、住民の参加も得て、消防団のあり方、消防団の必要性、具体的な確保施策などに関する協議の場を設け、これを通して消防団に対する住民の理解を深めるなど、必要な策を講じることも必要ではないかと考えております。

また、地元の報道機関の協力を得るなどして報道素材の提供に努め、地域の身近で具体的な話題として、消防団活動が報道されることは影響が大きく、消防団のイメージが一層向上につながると考えております。

消防団員は、基本的には郷土愛護の使命感を基礎として活動されておりまして、経済的な利益を目的とされているものではないかと考えております。しかし、活動の実情を考慮し、消防団活動の社会的な評価の一つの形として処遇の改善は必要であると私も考えております。

本市においては現在、直接的な経済支援ではありませんが、できる限り団員、家族が生活に不安を抱くことなく、安心して消防防災活動を行っていただくよう、消防団員等福祉共済に加入しています。

この福祉共済につきましては、他市では団員の自己負担で行っている消防団がある中で、本市では公費で加入し、その福利厚生を図っているところであります。

消防団員の確保が難しくなっている中、私も新たな支援策は必要であると考えており、引き続き、国・県の動向や消防団支援対策の先進事例などの情報を集め、団員の皆さん、または活動を支える家族の皆さんへの支援方策を検討してまいりたいと考えております。

先ほどもお話ししましたが、慰労会に出席させていただきまして、その席でもたくさんのご要望、ご提案をいただきまいりました。すべてがすべて実現できない部分もございますけれども、前向きに考えさせていただくというお話もさせていただいたわけでございます。

また、これは議員がもうご紹介いただきましたけれども、現在、実施されております具体的な支援事業といたしまして、平成26年度から県の事業として実施されております「ありがとね！消防団水防団応援事業所」制度では、平成27年4月現在、市内の様々な業種、「衣服、飲食、家電、金融機関、携帯電話会社、仕出し割烹、精肉、不動産、マッサージ、理容美容」など、30の事業所が登録をさせていただいておりまして、消防団員の応援事業活動にご協力をいただいております。

また、瑞浪市独自の取り組みといたしましては、瑞浪市飲食店組合が消防団員を対象とした料金割引特典サービス「消防団応援キャッシュバック事業」で、消防団員を支援していただいております。本当にありがたく思い、感謝をしているところでございます。

今後も関係機関、関係団体と協力いたしまして、消防団員に対する各種支援に取り組んでいく考えでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

9番 石川文俊君。

○9番（石川文俊君）

ありがとうございました。確かに、消防団員の方々は究極のボランティア団体と言われているように、金銭目的、そういった目的で活動してみえないということは十分承知の上での質問ではありますが、やはりなかなか毎日、訓練に行くのもつらい。あるいは、せっかくの土曜日、日曜日等々にも訓練に行くのはつらいというようなご意見も伺っております。それでも、市民のために、自分の家族のためにというような使命感のもと、団員の皆さん方は日ごろ活動していただいているわけですので、本当に市長、今、先進事例等々を参考にしながら検討していくというようなご答弁だったんですが、しっかり前向きに検討していただきたいというふうに思うわけです。

ちょっと私から先に、市長の答弁の前に県事業等々を説明してしまったわけなんですけど、もう一つ、市長が今言われた瑞浪飲食店組合の「ありがとう 消防団」、この制度も確かにあるんですが、これも飲食店組合さんが本当に自主的に、いわゆる自腹を切ってやってみえる事業ではありますが、この制度も先般、確認しましたところ、ことしの5月31日で一応この制度は終わってしまって、また新たな取り組みというものを今模索しているところで、現実的にこの制度を使った人がどうだったかというような統計はまだとれていないというようなことで、とれ次第、私にも連絡をくださいというようなことをお願いしておきましたが、そういったことをまた新たに飲食店組合さんたちも考えてみえますので、そういったところに少しでもそういった援助をしていただければ、加盟店もまたふえるのではないかとこのように思っておりますので、よろしくお願ひします。

皆様方、まだご記憶にあるかと思ひます。6月12日の中日新聞に「消防団に商品券配布」というような記事が載っております。まさに私としては、そういう商品券を配ってくれとかそういった具体的な、ここは具体的に商品券を団員1人に7,000円の商品券を配るというような事業を実施するみたいですけど、まあ、こういった商品券を配ってくれとか、そういうことを申しておるつもりではありませんが、やはりこういった形で他の自治体もいろんなことを模索して、また、実施してみえますので、こういったことも参考にして、もし同じような事業でよければ、決して私は2番ではだめだとは申しませんので、2番目でも3番目でも結構ですので、同じような事業がもしやれるものならやっていただきたいなというふうに思っております。

もう一つ、先ほど消防長から少しお話がありました、岐阜県の消防団協力事業所支援減税制度というものが来年の4月から始まる、それに向けたPR活動もしていくというような、先ほど答弁がございましたが、これは県が行う事業なんですけど、法人事業税、個人事業税の、まあ、これは県税だと思ひんですが、事業税額の2分の1に相当する額を控除するというようなことで、限度額は100万円というようなことになっておるんですが、消防団活動にすごく積極的な事業所さん、あるいは消防団員を実際に抱えてみえる事業所さんにとっては、本当にいい減税制度ではないかというふうに思っております。

団員の方々も日ごろの訓練や、いざ出動というときに、なかなか勤務先を離れにくいという部分もあるというようなことも聞いておりますので、こういった制度に事業所さんが加盟していただければ、事業所さんにとってもその分恩恵もあるし、団員の皆様方も気兼ねなく出動できるというようなことであります。

この制度に先駆けて、昨年、平成26年4月より瑞浪市は、恐らくこれにあわせたというふうに思っておりますが、消防団の協力事業所表示制度というものを要綱で、瑞浪市でも定めてみえますよね。今現在、消防長に確認しましたら、まだ登録してある事業所さんはないというようなことだったんですが、事業そのものが来年4月から始まる事業ですので、こういうことも事業所さんにしつかりPRしていただいて、消防団の応援をしていただきたいというふうに思っておりますが、これも今言ったように、県の事業なんですよ。だから、繰り返しになりますが、瑞浪市として特別な、やはり何らかの支援ができないか。例えばの話、消防団員は瑞浪市民税を減税するよとか、そんなような画期的な方策等々を考えていただく。そうすれば、団員のみならず、ご家族の方々にも多少なりとも恩恵のあるような、うちの息子、あるいは娘さん、あるいはお父さんは、しっかりこんな形で活動している。その思いが市に届いて、こういった制度があるんだなというようなことを理解していただける、またそういうことを広報していただくことによって、団員の皆さん方のますますの活動強化にもつながっていくというようなことを思いますので、いろいろ長々と申しましたが、ぜひとも市長、前向きに、積極的に検討していただいて、団員の活動を応援していただきたいというふうに思いまして、お願いを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、石川文俊君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ここで、暫時休憩をします。

休憩時間は、午後1時までといたします。

なお、この後、休憩中の11時30分から議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室へお集まりください。

午前11時19分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（熊谷隆男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

〔4番 大久保京子 登壇〕

○4番（大久保京子君）

議席番号4番 新政みずなみの大久保京子と申します。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、標題1件を質問させていただきます。

さて、私たち党派新政みずなみは、4月23日、24日の両日、東京方面へ研修・行政視察に行っていました。衆議院第2議員会館において、講師に内閣府地方創生推進室担当参事官をお迎えして「地方創生について」、また、「マイナンバー制度」については、講師に内閣府マイナンバー担当参事官補佐をお迎えして研修してまいりました。

新人議員の私にとって、大変貴重な研修の機会を与えていただいたことに感謝するとともに、議員としての重責を改めて感じているところです。

それでは、地方創生についてですが、その目指すものは、地域に住む人々がみずからの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会の形成、人口拡大期のような全国一律の「キャッチアップ型」の取り組みではなく、それぞれの地方が独自性を生かし、その潜在力を引き出すことにより、多様な地域社会をつくり出していくことが基本となります。

また、人口減少、少子高齢化、東京圏への人口集中是正等対策として、「まち・ひと・しごと創生」、「長期ビジョンと総合戦略」があります。

国は、その基本目標の一つに「若い世代の結婚・出産・子育ての希望」をかなえろとし、主な施策については、1、若者雇用対策の推進、正社員実現加速、2、結婚・出産・子育て支援、3、仕事と生活（ワーク・ライフ・バランス）の実現とあります。

本市においては、「第6次瑞浪市総合計画」にて地域独自のビジョン「3プラス1」を重点方針と位置づけ、瑞浪市版で具体的な総合戦略の構築に向け、骨格案が策定されました。

それでは、質問に入らせていただきます。

標題1、子育て世代の価値観や働き方などライフスタイルが多様化していく中で、仕事と子育ての両立を実現するための取り組みについてであります。

若い男女が結婚し、子どもを持ちたいという希望は強く、18歳から34歳の未婚者を対象にしたある意識調査では、男女とも「いずれ結婚するつもり」という人の割合は5割程度に達しているとの結果があります。そして、未婚者が希望する平均子ども数も、男性で2.04人、女性で2.12人と、2人を超えています。こうした若い世代の結婚・子育ての「希望の実現」を図ることが重要と考えます。

本市において、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援に関する取り組みを総合的、計画的に進めていくため策定された「瑞浪市子ども・子育て支援事業計画」は、平成27年度から5ヶ年の教育・保育の量の見込み及びその確保方策を中心として、地域子ども・子育て支援事業の取り組み方の方向性、本市の今後の子育て支援に対する方向性を定めるもので、計画の素案に対し市民の意見を募集するなど、構築に向け幅広く情報収集に努めたとあります。

そこで、重要なことは、国・県の手引きや方針に基づいた計画ではなく、本市という「地域性」を重点に策定案を計画することであると考えます。

子育て支援の方法は、「保育施設運営などによる保育サービスの提供や、在宅の親子が自由に遊べる施設の設置」と「育児手当などの金銭的な支援」の2つがあると考えます。

具体的な支援策としては、子育てリスクの軽減、救済の上で、利用者がそのニーズに応じて柔軟

にサービスを受けることが望まれます。

現在の子育て世代は、よい悪いは別にして、様々な生活環境があり、これまでの子育て支援は「保育に欠ける」子どもへの対策とされ、「子育てリスクの救済」が基本とされてきました。しかし、現在は少子化の原因が「就業や保育の諸条件」とされ、仕事と子育ての両立を支援する中で、男女が平等に参画する社会づくりの視点から、多様な働き方や生き方が定着しつつあり、将来においては更なる社会環境の変化を想像した支援策が要求されます。年々大きく変化する子育て世代の現状と、そのニーズに対応していく施策が重要であると思います。

それでは、お伺いいたします。

要旨ア、仕事と子育ての両立を支援するための本市の取り組みはどのようなか。民生部次長、よろしくお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

それでは、大久保議員ご質問の標題1、仕事と子育ての両立を実現するための取り組みについて、要旨ア、仕事と子育ての両立を支援するための本市の取り組みはどのようなかについてお答えさせていただきます。

本市では、市内の全公立幼稚園において、すべての子どもさんが平等な保育、就学前教育を受けることができるように、幼保一体化の取り組みを進め、平成26年度にはすべての園で3歳児から5歳児の合同活動を実施しております。このことにより、親の働き方により教育部と保育部を選ぶことができるようになり、親の就労状況が変わった場合でも、園が変わることなく安心して子どもさんを預けていただくことができます。

また、延長保育、病後児保育の実施、児童館、ファミリー・サポート・センターの設置、放課後児童クラブへの支援等、保護者が仕事と子育てを両立できる環境整備に努めております。

今後も市民の皆様の意見をお聞きしながら、子育て支援の更なる充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

○4番（大久保京子君）

ありがとうございました。

ここで、再質問をさせていただきます。

お答えいただいたように、子育てしながら働く人への環境整備の充実には、それぞれの施設利用者の声を聞くことが重要と考えますが、本市ではその声をどのように把握してみえるのか。民生部次長、よろしくお伺いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

それでは、市民の声をどのように把握してみえるかという質問に対して、答弁させていただきます。

各幼稚園や児童館においては、毎年、保護者、利用者に対してアンケート調査を行い、よりよい運営の参考にさせていただいております。

また、市長と語る会など、いろいろな場で子育て世代の皆さんの声を聞かせていただいております。

また、その他の事業につきましては、従事されている方との意見交換会等を行い、利用者の声を直接聞く機会を設けておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

○4番（大久保京子君）

ありがとうございます。若い世代の人たちが、市政は身近な存在で、自分たちが声を上げれば、社会は変わっていくんだということを理解してもらえるように、我々が働きかけていく必要を強く感じております。

現在の子育て支援施策は、子どもの福祉だけではなく、将来にわたり子どもが健康に成長していく基礎的な力をつけることが重要で、そこに加え、親も同時期に家庭教育や技術の基礎を身につけ、引きこもりや児童虐待など、将来的な福祉ニーズに対応できる教育施策が必要と考えます。特に20歳前後の若い世代が引き起こしやすい児童虐待等に対応する、親としての認識、日常生活において発生する育児問題に対応するための組織的な運動が重要課題と思われれます。

ことしに入って、テレビや新聞等で何件報道されたのでしょうか。生まれて数ヶ月しかたっていない我が子に、「泣きやまないから」と殴る、ける、床へ落とすなどの虐待が起きている現状です。

本市においても、少なからず問題を抱える家庭はあると聞いております。

それでは、お伺いいたします。

要旨イ、若い世代による児童虐待や育児放棄等に対応するため、どのように進めているのか。民生部次長、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

民生部次長 正村京司君。

○民生部次長（正村京司君）

それでは、要旨イ、若い世代による児童虐待や育児放棄等に対応するため、どのように進めているのかについてお答えさせていただきます。

近年、子育ての不安や生活上のストレス等から児童虐待や育児放棄等をしてしまう若い世代の通報・相談件数は増加しており、本市においても、同様にこうした通報や相談件数が年々増加してお

ります。

本市では、従来よりこれらの問題に対応するため、子育て支援室に家庭児童相談委員を2名配置し、子育てに関する相談や指導による支援を行うとともに、南小田児童館では専門の相談室を設けており、また、その他の児童館においても、職員が子育てに関する相談を受けたり、情報の提供を行っており、また、子育て支援センターにおきましても、子育ての不安等に対し相談を行っております。

また、深刻化・複雑化する児童虐待や育児放棄等に対応するため、学校、警察、東濃子ども相談センター等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、連携・協力して取り組む体制を構築しております。

今後は、民生委員・児童委員、主任児童委員さんなどの地域の見守り活動について、これまで以上に情報の共有化を図るとともに、地域社会全体で取り組むべき課題解消を目的として、地域ネットワーク会議の設置に向けて準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

○4番（大久保京子君）

ありがとうございました。

今、お答えいただきましたが、いろいろな機関へ電話をかけたり、出かけたりしていく家族であったり親御さんは、みずから問題解決に向け対策、情報収集をと考え行動されておみえだと思えます。そういう親御さん、家族は、ある意味、安心点があるかと考えております。しかし、幾らそういう機関等を広報してお知らせしても、来ていただけなかったり、やはり何らかの問題があり出かけられないご家族、親御さんへの対応、支援が最も重要と考えます。

本市においても、核家族化の進行や、ひとり親世帯の増加、地域社会における関係が希薄化してきていることにより、子育て家族の孤立と子育てに対する不安感が増大している現状において、早期の対応を望みます。

それでは、次に移ります。

現在、また将来において、女性が「子育てと仕事の両立」を図るには、まだまだリスクが多く、様々な制約の中でより柔軟な働き方が求められております。

このリスク軽減、救済に対しては、その時代、時代のニーズに応じた柔軟な支援策が必要であり、子育て支援策と利用者の働き方との整合性、この2つの政策パッケージを形成することが基本であり、また、利用者もその制約に対応した柔軟な働き方が求められると思えます。

今後、更なる地域社会全体による支援体制の充実が必要となります。

それでは、お伺いいたします。

要旨ウ、女性が仕事と子育てを両立できる社会づくりについて、本市の考えはどのようなか。市長にお尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、大久保議員ご質問の要旨ウ、女性が仕事と子育てを両立できる社会づくりについて、本市の考えはどのようにかについてお答えさせていただきますが、その前に、今、大久保議員が要旨イでご発言されましたように、市のほうもいろんな相談体制はつくらせていただいておりますけども、本当に相談に来ていただいた方は、もちろんいろんな意味で支援ができると思うんですけど、相談に来られない方、来ない方、そこをどう、やはり市が発見しておこたえしていくか、対応していくかということは確かに大変なことでありまして、市といたしましても、見守り体制をしっかりつくりたいということで、市内のいろんな業者さんと連携をとらせていただいておりますので、お仕事を進める中でそういう見守り体制も充実させていただいているということもやらせていただいておりますので、ちょっと補足で答弁をさせていただきます。

とりあえずは要旨ウでございますけれども、平成26年度よりスタートしました「第6次瑞浪市総合計画」では、「幸せ実感都市みずなみ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」を目指す都市像として掲げ、そのキーワードとも言える「共に」の考え方は、「男性と女性」はもちろんのこと、家庭、市民、地域、事業所、行政など社会を形成するすべてのものが、それぞれの役割を認識しながらともに取り組んでいくことが大切だと考えております。

「男性は仕事、女性は子育て」というイメージが根強く残っていることは事実でございますけれども、子どもの育ちと子育ては、地域社会全体で支援していくこととして、今後も「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の推進、そして、男女共同参画社会の実現に向けた諸事業等を通しまして、市民の皆さんに啓発していくとともに、男性も女性も安心して仕事をしながら子育てができるような体制ですね。その辺のところを、先ほどの答弁でも言いましたけれども、ファミリー・サポート・センター事業などの周知も図りたいと思っておりますし、延長保育、病後児保育、児童館、そして、放課後児童クラブ等々、今、市が整備しておりますいろんな施設も有効に活用させていただいて、それぞれ必要に応じたところをご選択いただける選択肢をやっぱり多く持たなくちゃいけないと思っておりますのでございます。

これからも子育て支援の充実にも更に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とします。

○議長（熊谷隆男君）

4番 大久保京子君。

○4番（大久保京子君）

ありがとうございました。

ある統計資料を見ますと、平成9年以降は共働き「女性の社会進出」が多くなり、同時に父親も子育てに積極的にかわりを持つようになりました。しかし、母親と父親の育児スタイルは大きく異なり、両方が合わさった「夫婦ペアの子育て」が大変重要と考えます。父親の育児関与が子ども

に与える好影響が、子どもの成長に大きく作用すると言われております。それと同時に、地域住民や働き先の企業などが積極的にかかわる支援体制の構築がもっともっと望まれると思います。

5、6年前の、ちょっと小さいんですが、中日新聞の記事の切り抜きがあります。

当時、私は「瑞浪市男女共同参画社会推進委員」をいたしており、この記事が目にとまり、現在も大切に持っております。

では、ここでその記事を読み上げさせていただきます。愛知県岡崎市在住の主婦の投稿記事です。

「良い家庭を築く夫の家事分担」。

「豊田市が募集した「男女共同参画川柳」で、市長賞に「愛妻へ 手伝うよじゃなく ぼくやるよ」が選ばれて、私は思わずひざを打った。長年働く女性は、家事や育児に並々ならぬ苦勞をしてきた。近年、徐々にではあるが社会の意識が変化し、家事や育児に参加する男性が増えうれしく思っている。しかし、「手伝う」という言葉に、私はいまひとつ不満であった。それが「ぼくやるよ」で一度にすっきりした。共働きの家庭に限ったことではないが、家事や育児は夫婦の共同作業である。お互いに相手を思いやる心があれば、おのずと助け合いが生まれる。この心が温かい家庭を築き、更にはおもいやりのある心を持った子どもを育む。1人でも多くの男性に「ぼくやるよ」と言ってもらい、明るい男女共同参画社会が実現するのを願っている。」

以上をもって、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、大久保京子君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

次に、11番 大島正弘君。

〔11番 大島正弘 登壇〕

○11番（大島正弘君）

皆さん、こんにちは。

昼からの2番目ということで、大変眠たい時間帯であるかと思いますが、皆さんに眠気を与えないように、一生懸命頑張って一般質問をさせていただきたいと思っております。

きょう、午前中から今の市長の答弁にかけて、「幸せ実感都市」という言葉が大変多く出てまいりました。

昨日、夜の10時ごろ、お風呂上がりにウッドデッキへ出て眺めていましたら、ホテルが舞ってました。自分のところの家の庭からホテルを眺めるのは、十数年ぶりかなという思いで見させていただきました。瑞浪市の環境がすばらしく整って、いい環境になっているなという、本当に幸せな気持ちになりました。

やはり議員が率先して幸せを実感しなければ、瑞浪市は市民の皆さんが幸せを実感していただける市にならないと思っております。

議員の皆さん、執行部の皆さん、大いに幸せを感じていただきたいと思います。

議長のお許しをいただきましたので、引き続き一般質問を行わせていただきます。

本日は、3つの標題を用意いたしております。標題の順番に従って質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

3月議会でも申し上げましたが、今回も一般質問における質問の仕方、「質問は簡単明瞭に、答弁は丁寧に長く」という教えをできるだけ忠実に守って行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、標題1、新たな墓地の形態についてを、私の持論を含めて伺ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なぜこの標題を選んだかと申しますと、市民の皆さんからの切実なる声が私に届けられたからでございます。

その市民の声と申しますのは、「家を継ぐべき立場の子どもたちが、都会または遠方で生活の場を設け、将来にわたって瑞浪市へは帰ってこない。そして、お墓があっても子どもたちがお墓参りに来ることはない」という事例が生じているという話でございます。

現在の本市における高齢者の状況につきましては、要旨イで後ほど民生部長にお尋ねいたしますが、本市における高齢化率も年々上昇し、墓地の問題を含め、老い先に不安を抱える市民も多々おみえになると思います。

樹木葬・芝生葬の歴史はまだ浅く、20年も経過しておりません。1999年に岩手県の祥雲寺で「里山型樹木葬」として始められ、以来、全国的に広がっているのが現状でございます。そのほとんどは宗教法人が運営されている形となっており、行政機関としては、横浜市営墓地「メモリアルグリーン」、「東京都立小平墓地」、また、愛知県長久手市「卯塚墓園」等の公営墓地の樹木葬・芝生葬が行われている事例がございます。

本市においても、「お墓はなくても将来は大丈夫ですよ」との観点を持ち、検討をしていただき、市営墓地の建設が実行できるように伺ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

要旨ア、樹木葬・芝生葬に対する認識はどのようなかを、成瀬経済部長に伺います。

成瀬部長には、議会事務局総務課長として在籍中にはいろいろお世話になりました。随分言いたいことを言いました。改めまして、今回の経済部長への昇格を心よりお祝い申し上げます。

私も本会議で成瀬部長とこのように論議できることを、大変うれしく思っております。

それでは、答弁よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

失礼します。大島議員ご質問の標題1、新たな墓地の形態について、要旨ア、樹木葬・芝生葬に

対する認識はどのようなかについてお答えいたします。

樹木葬・芝生葬につきましては、いずれも近年見られるようになった新しい埋葬方法の一つで、墓石や墓碑を建立せず樹木を墓標にする埋葬方法を樹木葬、そして、広い芝生の敷地に小型の墓石を設置する埋葬方法が一般に芝生葬と呼ばれており、それぞれに区画の大きさや植樹の方法など、様々な形態があるようでございます。

一般に、従来墓地につきましては、祭祀の承継者があることを前提としておりますが、樹木葬・芝生葬につきましては、家族の墓、あるいは家の墓ということではなしに、個人墓や夫婦墓が基本で、墓を継ぐという概念がないのがその特徴の一つだと考えております。

樹木葬・芝生葬が普及し始めた背景には、ただ今、議員が指摘されましたように、将来にわたる墓地の管理を心配する必要がないこと、加えて、都市部では墓地不足の問題、また、死後は家や宗教に縛られたくない、あるいは自然に抱かれて眠りたいというような価値観の変化、そういったものが背景にあるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございます。部長が言われたように、やはりお墓を継ぐという概念、それが近年失われてというか、だんだんなくなっている、薄くなっているということで、これからの時代、ますますこういう要望といいますか、こういう気持ちになられる方々がふえてくるというふうに思います。

次に、要旨イ、本市における高齢者世帯の現状はどのようなかを、民生部長に伺います。

高齢者単身世帯と複数人で暮らしてみえる世帯それぞれの現在の数字と、10年後に予想される数をお知らせ願います。

あわせて10年後の高齢化率をどのように予想されているかもお知らせください。

○議長（熊谷隆男君）

民生部長 伊藤明芳君。

○民生部長（伊藤明芳君）

それでは、要旨イ、本市における高齢者世帯の現状はどのようなかについてお答えします。

本市の平成27年6月1日現在の65歳以上の高齢者は1万1,183人で、高齢化率は28.58%となっており、一部の地域では40%を上回るなど、少子高齢化の進行に伴い高齢化率も年々上昇してきております。

10年後の状況についてであります。昨年度に策定を行いました「第6期老人保健福祉計画・介護保険事業計画」では、平成37年の高齢者の数は1万1,360人、高齢化率は33.22%になると推計をしております。

次に、平成22年の国税調査結果による65歳以上の高齢者単身世帯の数は1,196世帯、高齢夫婦世帯数は1,466世帯となっております。また、平成27年6月1日現在の住民基本台帳による65歳以上

の高齢者単身世帯の数は2,026世帯、高齢者のみの世帯は1,796世帯となっております。

ご質問の10年後の高齢者世帯の数値につきましては、個々の家庭の事情などにより変動がありますので推計することは困難であります。少子高齢化、核家族化が進行している現状から、今後も高齢者のみの世帯は増加するものと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

約4,000世帯の方々が高齢者の単身または夫婦で住んでみえるということで、大変、瑞浪市も高齢化率が上がってきて、なおさら、また10年後には33.22%ですか。またそのような数字が予測されるわけなんです。いずれにしても大変な時代が来て、瑞浪市も消滅都市の一環に名を挙げられておられるわけなんです。次の要旨でも申し上げますが、やはりこれは人口対策の一つではないかなど。この事業は。そういうことも踏まえて、次の要旨を伺ってまいりたいと思います。

要旨アで必要性の理由を申し述べさせていただきましたが、私の考えとして、本市においても市民の金銭的な負担の少ない公営墓地の必要性は、近い将来必ずやってくると思います。

市民が、瑞浪市は「樹木葬・芝生葬の手段があるから、お墓はなくても大丈夫」と思って、老後暮らしをしていけるような行政運営をしていくことも大事な仕事だと考えます。

このような場所があることにより、新たに居を構えたいと考えている若い世代の瑞浪市への定住、また、老後の住まいを考えてみえる方々の移住の要件としても大きな選択肢の一つとなってくるものと考えます。人口増進政策にも寄与できる政策であると考えます。

以上のことを申し述べながら、この政策が行政の事業として「実行の対象とはならないはずはない」と強い意思を持ちながら、最後の要旨を伺います。

要旨ウ、樹木葬・芝生葬の必要性についてどのように捉えているかを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

それでは、要旨ウ、樹木葬・芝生葬の必要性についてどのように捉えているかについてお答えいたします。

墓地の取得、墓石の設置に要する経費の面からは、樹木葬・芝生葬は1区画の専有面積が小さいこと、墓石を建立しないこと等から、従来型の埋葬形式に比べると、金銭的負担は小さくなる傾向にあるかと思われます。

墓地の需給の面からは、本市には宗教法人の墓地、そして、集落墓地等453ヶ所の墓地が登録されておりまして、この中には宗教法人が設置されてみえる宗派を問わない墓地に約1,000区画の空きがございます。そして、その中には、いわゆる永代供養料を含めた使用料が安価な区画もありま

すので、当分の間、墓地不足、そして、安価な墓地を求める方にも対応できる状況にあるのではないかと思います。

一方、樹木葬・芝生葬ができる墓地につきましては、大都市周辺ではふえ始めたものの、いまだ一般的な埋葬形式では、今のところないと思います。現時点では、新たに樹木葬・芝生葬ができる市営墓地を設置する必要性は高くはないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

部長、僕は墓地が不足しとるという話じゃないんです。墓地がなくても大丈夫ですよという意識を市民に与えたいと。

墓地、1区画のが、幾ら100区画空いとると言われたけど、墓地があいてるからそこに石碑を建てて、お墓を建てれば、将来にわたって子どもたちにお守りしてもらわないかんもんですから、そういう話を今回しているんやなくて、ある程度公営の樹木葬・芝生葬のできる墓地をつくることによって、将来、孫子にその負担を与えない、世代交代というんですか。そういうことができるんやないかなという提案なんですけど、墓地が足りないからということとは捉えてほしくないというのが僕の思いです。

再質問しますが、まあ、今のところ実行はなかなか難しいということを書いてみるわけなんですけど、これはほかの自治体と同じ考えで、瑞浪市はよくあるんですが、近隣のどこの自治体がやられたら我々も追随してやっていこうというのが、わりかし瑞浪市の考え方で、多治見市さんがやられたら、土岐市さんがやられたら、じゃあ、瑞浪市も。それでは独自性が発揮できないんですね。

ですから、先駆けて、そういう3万9,000人足らずの小さな町であるからこそ、何の捉らわれも、僕はよく小さなこと、言葉に対してよく使うんですが、グローバリーよりローカリーという言葉僕はよく使うんですが、ローカリーであるからこそ、きめ細かい政治ができるんやないかなというところで、ぜひ検討をしていただきたいという話なんです。

けさほども一般質問で渡邊議員が質問した、明賀台の下の公有地なんかも、これはあそこが公営墓地にならんかなんていう思いで、僕は腹の中で思ってたんですが、先日、小田の大法原の賀久連の公営墓地の奥に、昔、前伊藤隆義議員がマレットゴルフ場をつくったらどうだと提案された土地なんかもちょこっと見せてもらいにも行ったりなんかしたんですが、しかるべき土地は僕はあると思うんです。ですから、「えいや」と思い切ってやっしまえば、人が寄ってくるんやないかなと。瑞浪市に住んでみたいなど。こういう制度があるから、瑞浪市に住むことも悪くないんだというふうに考えていただけるような町にしたいんですが、その点、どうですか。また同じような答弁になりますが、部長、もう一度お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

それでは、今の、他市に先駆けて樹木葬・芝生葬ができる墓地をとというご提案でございますが、先ほど紹介申し上げました民間の宗教法人が経営してみえる墓地につきましても、永代供養という制度をそちらもとってみえて、それから、宗派にはこだわらないとか限らないということでございますので、ある程度、今、議員がご指摘いただいたような要望にはこたえることができる墓地ではないかなというふうには思っております。

そして、もう一つ、葬儀の方法、それから、埋葬の方法につきましては、個人の死生観、あるいは宗教観に深くかかわってくる問題でございますので、ご質問いただいて、数年前の民間研究機関の調査を調べたんですが、その結果でも、樹木葬を許容する人もみえますし、あるいはなかなか抵抗感があるという人、そういう方もあり、人の考えとして相半ばするような調査結果が得られております。

まあ、これは全国的な調査ですので、本市においては恐らく樹木葬・芝生葬についてはご存じもない方がかなり多いでしょうし、それから、そのような状況ですので、今ご提案いただいた他市に先駆けるということできしに、市民の間に理解が深まる、あるいは新たな埋葬方法の希望がふえた段階で、瑞浪市として公営の墓地を設ける必要があるかどうか検討すべきものと考えます。

先ほど申し上げましたように、現在のところ、市全体では墓地の空き区画に余裕もございますが、将来、墓地不足、あるいは新たな埋葬の仕方に対する需要が高まってきたときには、ご提案の樹木葬・芝生葬、あるいは合葬墓など、墓地の継承を前提としない埋葬形式についても市として検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。

今、部長が言われたように、市民の声が多く上がるように努力します。努力して、そういう声がたくさん来たらどうされるかわからんところやけども。実際の話。

まあ、次の標題に移ります。

この標題を選びましたのは、私の経験からの強い思いがあつてのことでございます。

その私の経験と申しますのは、私は高校1年生の冬に父親を亡くしました。大黒柱の父親を亡くしたとき、当時の高校の担任の先生から家庭訪問を受けまして、「生活に大変苦しいであろうから、定時制に転入をして勉強だけは続けたらどうだ」というお話をいただいたわけでございますが、そのときに全日制で続けられる方法を模索したときに、岐阜県育英資金というものがございまして、その貸与を受けて、無事、何とか卒業までたどり着いたという経験がございます。私は育英資金に大変お世話になりました。

当時の瑞浪高校の石坂校長先生のお言葉で「厳しさに鍛えよ」という教えがございました。私は

その後の人生で事あるたびに「厳しさに鍛えよ」というすばらしい言葉を思い出しております。

その後の私は、みずから厳しい環境に身を置くことで、自分が鍛えられてきたとっております。石坂校長の教えに出会わなければ、現在の自分も存在しないくらい大きな出会いでございました。岐阜県育英資金のありがたさを、今もってありがたく感じております。

お借りしたお金は、10年くらいかかって完済したと記憶をしております。

最近の奨学資金は、主に貸与ではなく給付という形で与えられております。返済しなくてもいい、そういう返済の義務を負っておりません。

標題2では、奨学貸付金、以前行われた制度でございますが、奨学貸付金の現状を伺ってまいりたいと思います。

それでは、標題2、瑞浪市奨学資金の現状について、要旨ア、奨学資金給付事業の現状はどのようなかを、伊藤教育委員会事務局長に伺います。

なお、過去における奨学資金貸与事業の経過もお知らせください。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

それでは、失礼いたします。大島議員ご質問の標題2、瑞浪市奨学資金の現状について、要旨ア、奨学資金給付事業の現状はどのようなかについてお答えさせていただきます。

瑞浪市の奨学金制度につきましては、昭和43年3月に制定されました「瑞浪市奨学資金条例」に基づき、当初は貸付事業としてスタートしておりまして、平成19年度までは高校生等に対し、1人月額2万円以内、大学生等に対しては1人月額3万円以内で貸し付けを実施しておりました。

そして、平成19年11月に瑞浪市にゆかりのある故加知保氏より3億円のご寄附をいただいたのを契機に、高校生等を対象とした「瑞浪市奨学金」、大学生等を対象とした「瑞浪市加知奨学金」を新たに創設いたしまして、平成20年度からは返済義務のない給付型の事業に変更し、実施しているところでございます。

それでは、制度の概要といたしまして少し説明をさせていただきますが、奨学生の選考につきましては、毎年4月に申請書を受け付けまして、6月に奨学生選考会議を開催し、決定しております。

高校生等、大学生等の枠、それぞれ10名以内を定員といたしまして、高校生等には月額1万円、また、大学生等には月額3万円と、1年生を対象に入学一時金として20万円を支給しております。

平成20年度から平成26年度までの7年間の給付状況でございますが、高校生等を対象とした瑞浪市奨学金につきましては、84名の応募に対し61名に1,392万円を給付しております。また、大学生等を対象としました加知奨学金については、163名の応募に対し65名に6,904万円を給付しております。

なお、奨学基金の残高につきましては、平成26年度末現在では、瑞浪市奨学基金は4,483万円、加知奨学基金につきましては、2億4,373万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。

一つお尋ねしますが、市の育英資金の状況はわかりましたが、国とか県の制度はどのような制度があるかを、いま一度お願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

今、議員がお尋ねの、国・県などの奨学金制度等についてはどのようなものがあるかということで、ご紹介をさせていただきます。

初めに、国におきましては、貸与型の奨学金としまして、「独立行政法人 日本学生支援機構の奨学金」制度がございます。この制度は、大学生や高等専門学校に進学及び在学する者が各学校を通じて申し込みすることができ、無利息で月額3万円から6万4,000円までが貸与されるものと、利息つきで月額3万円から12万円を貸与するものがございます。

また、岐阜県におきましては、貸与型の奨学金といたしまして3つほどございますが、具体的には「岐阜県選奨奨学生奨学金」と「岐阜県高等学校奨学金」の制度では、大学生、高校生及び高等専門学校生に無利息で月額1万4,000円から5万2,000円までが貸与されております。

また、「岐阜県子育て支援奨学金」では、子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の方への貸付奨学金として、無利息で月額1万8,000円から3万5,000円までが貸与されております。

その他といたしましては、給付型では、「財団法人東濃信用金庫育英基金」では、高校生対象に年額6万円、「公益財団法人十六地域振興財団奨学金」は、大学生を対象に年額10万円、それから、「公益財団法人伊藤青少年育成奨学金」では、大学生を対象に月額3万円が給付されております。

また、岐阜県が実施しております、市が窓口となっております「母子父子寡婦福祉資金貸付金」、「あしなが高校奨学金」の貸付制度や、「交通遺児等育英基金」の給付制度が設けられています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。給付型と貸与型と両方ございますが、いずれにしても貴重な財源でございます。貸与を受けた方は、しっかりと返済をしていただきたいというのが、今回の僕の言いたい標題でございます。

それでは、要旨イを伺います。

現在における貸付金の返済状況はどのようなかを伺います。

最近におきましては、全国的に奨学金の返済が滞っており、本市においても貸付金の返済状況に

において危惧されている部分があるかと思えます。

先ほど伺いました総貸付金が現在どれほど予定どおり返済されているのか。

聞いてなかったね。総貸付金。聞いたかね、僕。聞いたか。

また、繰り越し滞納分からの返済状況、そして、完全に滞納となってしまっている状況についてご報告をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

それでは、要旨イ、現在における貸付金の返済状況はどのようかについてお答えさせていただきます。

先ほど紹介させていただきました瑞浪市の奨学金の貸付返済につきましては、卒業の翌年度から年2回、10年間の20回払いで返済することになっております。

この奨学金の平成26年度末の貸付返済残高は、1,367万円となっております。平成26年度中の貸付返済予定額は351万6,000円で、収納額は289万2,000円、収納率は82.3%となっております。また、過年度分、平成25年度以前のものにつきましては、貸付返済予定額は569万1,000円で、収納額100万3,000円、収納率は17.6%でございます。

全体では、現年度と過年度を合わせまして、未収金残高は531万2,000円で、収納率は42.3%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。

最後の要旨を伺います。

本市におきましては、昨年7月から債権回収の指導者として、専門の債権整理推進のための嘱託職員を雇用し、公債権、市債権を整理し、回収を推進する体制を整えてまいりました。

先ほどの要旨イで伺いました奨学資金貸付金は、市債権としての回収を急がねばならないと思っております。

私の経験からすれば、借りたお金は必ず返済するものであり、当然の義務であり、滞納者に対しては、その義務を果たすべく責任をしっかりととっていただくよう働きかけをしていただきたいと思います。

82.3%と17.6%ですか。ですから、滞納されている方に対しては恐ろしく数字が悪いし、普通に返していただける状態の方でも82.3%ですから、随分おうちゃくと言いますか、義務を果たさない方がたくさんおみえになるんだなと思っております。

要旨ウをお尋ねします。貸付金の回収計画はどのようかを伺います。よろしくをお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

それでは、要旨ウ、貸付金の回収計画はどのようなかについてお答えさせていただきます。

旧奨学金制度の貸付金は、司法上の債権区分としては、議員からご紹介いただきましたが、市債権となります。

この貸付金の回収につきましては、平成25年度に庁内に発足いたしました債権徴収連絡会議において、「瑞浪市奨学金債権管理マニュアル」を策定いたしまして、また、平成26年度からは債権整理推進のため、専門の嘱託職員1名を総務課に配置し、全庁的に債権回収に取り組んでいるところでございます。

具体的には、債権管理台帳を再整備いたしまして、毎月の徴収確認を行う中で、返済の滞った方へは文章による督促状の発送、納付相談、指導を行う体制をとっております。

また、納付が困難な方には、貸付金の分納誓約などにより滞納が解消できるよう償還計画を立て、返済可能な額を確実に納付していただけるよう指導しているところでございます。

今後も、引き続き通常の納付相談や納付指導に加えまして、7月、12月を滞納整理強化月間として電話や臨戸訪問などによる納付相談、納付指導を集中的に実施し、収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。

ちょっとお聞きしていいですか。滞納者全員の方、連絡がとれる方ばかりですか。連絡のとれない方は1人もおみえになりませんか。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

滞納者につきましては、今、議員からお尋ねがございましたが、すべて連絡がとれる状態でございます。個別に電話なり、先ほど申し上げました訪問等で滞納の回収に向けて取り組んでおるところでございます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

先ほどの答弁の中に、回収が困難な方もおみえになるという話もあったわけなんですけど、とても困難な方に対しては、債権放棄をされるという考えはおありでしょうか。あくまでも、少しずつで

も回収を望んでいかれると。

○議長（熊谷隆男君）

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

今、大島議員がお尋ねのように、回収が困難だということを申し上げましたが、これは生計を主たる、支えておる方の病気とか介護とか等々によって、年2回の返済が困難な方がございますので、それを12回に分けるとか、分割等で、今後も放棄をせずに滞納整理に職員一丸となって取り組みたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。大変、それこそ困難な仕事でございますが、一生懸命頑張ってやっていただきたいと思っております。

最後の標題に入ります。

この標題につきましては、私が一般質問で取り上げるべきか否かを随分迷いました。

市議会議員は16名おるわけでございますが、私が聞くのが一番いい立場であろうと判断いたしました。

私は決して水野市長が憎いわけでもなく、足を引っ張ろうとしているわけでもありません。市長を応援し、支える姿勢は揺るぎないものがございます。

しかしながら、本日の答弁で反省の色なし、傲慢な態度、おごりの様子がうかがえましたら、私の考えも変わるかもしれませんので、答弁をよろしくお願い申し上げます。

私としては、市長としてあれだけかわられた選挙戦に対し、公の場で発言をされる機会が今までございませんでした。だから、今回、公の場で発言をする機会をつくってあげるべきであろうというのが私の親心でございます。

どうかよろしく標題3を、おつき合いのほどお願い申し上げます。

標題3、岐阜県議会議員選挙における市長の政治姿勢について、要旨ア、選挙結果の民意をどのように受け止めているかを伺います。

答弁よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、大島議員ご質問の標題3、岐阜県議会議員選挙における市長の政治姿勢について、要旨ア、選挙結果の民意をどのように受け止めているかについて答弁させていただきます。

国選または地方選挙を問わず、選挙の投票結果につきましては、有権者の皆さんの判断でありまして、真摯に受けとめる必要があります。

今回の岐阜県議会議員選挙の瑞浪選挙区の選挙結果におきましても、有権者の皆さんの判断でありますので、市長といたしまして真摯に受けとめなければならないものと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

選挙の結果を真摯に受けとめ、今後、私は市政の発展に努力しますと言っていたかかったわけですが、次の要旨もございますので。

要旨イを伺います。

この要旨は、お2人の部長に答弁を伺ってまいります。

市長は選挙の最中の応援弁士の際の発言で、県議がもしかかわっちゃうと、県負担金、県補助金、委託金等の県支出金ですね。そして、例えば日吉町の雨降峠・五月橋、土岐町を起点とする瑞浪恵那道路等の進捗状況、それらに関して著しく影響が及ぶというような発言をされたのを記憶しております。

私は、そのとき応援弁士であられた市長の言葉は、余り信用して聞いておりませんでした。そんなに影響があったら大変なことやと。どこかの時点で議員はかわらんなん。それがいつになるかだけの話で、議員がかわっちゃったら、こちらの行政運営に物すごく大きな影響を与える。そんなことがあってええもんかなと。

私は市議会の最大会派に所属しておりませんが、1人で議員活動をやっておりますが、議員が努力すれば行政の人たちも多少なりとは耳を傾けてやってくれるんじゃないかなと。自分の経験からいきますと、誠心誠意話を尽くしてお願いして、自分がこういう議員活動をするんだということをうまく行政に伝えさえすれば、行政の皆さんはこたえてくれるんじゃないかなという。まあ、市と県とは違いかもしれませんが、そこまで影響はないだろうというふうに、市長は大げさに発言されましたが、捉えておりました。僕は。影響があったら大変だなという。

そこで、行政の現場を預かる部長に、それぞれの立場で答弁をお願い申し上げます。

要旨イ、県議が交替したことにより、本市に対しての県支出金、県土木関連事業に影響があるかを伺います。よろしくお願申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

総務部長 水野 正君。

○総務部長（水野 正君）

それでは、要旨イ、県議が交替したことにより、本市に対しての県支出金、県土木関連事業に影響があるかについてお答えいたします。

私からは県支出金関係ということでございますので、よろしくお願いたします。

県支出金につきましては、様々な行政分野の事業に県負担金、県補助金、県委託金があります。負担金には、障害者自立支援給付費負担金や児童手当負担金などがございます。補助金につきまし

ては、福祉医療費助成事業補助金、中山間地域等直接支払事業費交付金などがございます。また、委託金につきましては、県民税徴収委託金などがございますが、これらの交付にあたりましては、法令、県の規則、要綱に従って事務が行われております。したがって、県議が交替されたことによる影響はないものと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

建設部長 石田智久君。

○建設部長（石田智久君）

それでは、建設部関係の要旨イについてお答えします。

五月橋及び瑞浪恵那道路につきましては、国土交通省との協議の中で進んでいますので、影響はないと考えます。その他の県土木関連事業につきましては、影響の有無についてはわかりません。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。まあ、わかりませんという部分も含めて、私は影響がないというふう
に捉えております。影響があったら大変です。こちらにとっても進捗状況に著しく影響がございま
すので、粛々と、粛々という言葉を使ったらしかられるね。進めていっていただきたいと思っ
ております。

続きまして、市長にお尋ねいたします。要旨ウ、岐阜県議会議員選挙運動に対する自分の関わり
方をどのように評価し、総括しているかでございます。

要旨アでは、選挙結果について伺いましたが、要旨ウでは市長としての選挙へのかかわり方につ
いてお尋ねさせていただきます。

私は常々このように感じております。

県議にしましても、市議にしましても、市長がこの人だと決めつけるものではございません。市
民がみずから判断し、それぞれの議員を選ぶものであらうと考えております。

しかしながら、今回の選挙では、水野市長は「私と県議は一心同体である」と明言され、はたか
ら見ていた私は、「逆の結果が出たときに、市長はどうされるだろう」と、大変心配をして見てお
りました。

ここでは、今後の市長としてのリーダーシップを発揮するために、はっきりとした自分の考えを
述べていただくことを期待しながら、要旨ウをお尋ねいたします。よろしく願いします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、大島議員ご質問の要旨ウ、岐阜県議会選挙運動に対する自分の関わり方をどのように

評価し、総括しているかについてお答えさせていただきます。

私の市長としての政治姿勢は、将来にわたり、市民の皆さんと力を合わせ、瑞浪市を魅力ある市とし、瑞浪市を暮らしやすい市にしたい、住みやすい市にしたいなど、市民の皆さんと一緒に考え、取り組み、実感することでありまして、先ほど議員も紹介いただきましたけど、「幸せ実感都市」を将来都市像として、今、「第6次瑞浪市総合計画」実現に向けて取り組んでおるわけでございます。

渡辺前県議におかれましては、私のこの政治姿勢に大変ご理解をいただきまして、これまでも4期、16年の間におきましてお力をお借りしてきたものであります。

私はこうした実績、経験を踏まえ、私の政治信念から前県議を応援したものでありまして、前県議が私を応援していただいた、私の市政運営に対して理解をし、応援し、県とのパイプ役になっていただいた。この、やはり私は実績と言いますか、恩と言いますか、これに対して、私は前県議に対して、やはりこの県議にもう1期やってもらおうと、そして、一緒に瑞浪市政の発展のためにお力を借りようという思いで、渡辺前県議を応援させていただいたわけでございます。

やっぱり1人を選ぶ選挙でしたので、2人に対して同じ思いというのはなかなかやっぱり難しい部分もございまして、じゃあ、1人を選ぶとしたらどちらが瑞浪市の発展のために、私の市政運営の力になっていただけるんだろうかと、そういう判断を政治家としてさせていただき、苦渋の決断ではありましたが、私はやはり現職の渡辺前県議を応援したいと決意をさせていただきまして、応援をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

しかし、先ほども申し上げましたけれども、選挙の結果は市民の皆さんの民意でありまして、その結果については真摯に受けとめ、今後、山田県議とも連携をさせていただきまして、瑞浪市政発展のためにしっかりスクラムを組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。1人を選ぶ選挙は難しいですね。お互い、義理人情を抱えながら、やっぱり選挙は義理人情が大切か、それともそれを捨ててほかの人を応援できるかって、なかなかできません。僕も市長の義理人情があるところが好きなんです。ですから、そういう選択をされたということは、決して間違っていた選択とは僕は言いませんので、ご安心ください。

一つだけ再質問でちょっと聞きますが、要は市長として僕は余り人の選挙にかかわってほしくないんです。名古屋の河村市長とか大阪の橋下市長ですと、彼らは地域政党の親分、リーダーでありますから、政党の党员として名古屋市の市議会議員、県議会議員の応援をする、大阪市の市議会議員の自分の政党に所属する議員を応援するという立場でやられてみえるもんですから、それは一つの理念をしっかりと共有してみえる方たちですから、それはそれでいいと思うわけなんですけど、やはり市議会議員の選挙にしても、県議会議員の選挙にしてもですが、やっぱりある程度、中立を保ちながら、上手にという言い方はあれですが、そうしてやっていただいたほうが、傷が少なく済む

んじゃないかなと思っておりますが、市長の気持ちとしては、それでも今後、選挙に大いにかかわっていかれたい気持ちですか。いろんな選挙があったけども。自分の立場として、自分の意思を表明しながら。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

再質問ですけれども、決して義理人情だけで判断したわけではございませんので、やはり瑞浪市政にとってどちらがいいのか、瑞浪市政にとってやはりいいのか。それが私のやっぱり一番大きな判断材料でしたので、もちろん恩があったということも幾らかの理由の一つですけれども、やっぱり私は一番大きな、2人の中で1人を決めた一つの理由は、瑞浪市政にとってどちらがいいんだろーうという私なりの政治家としての判断で、そういう結論を出させていただきましたので、ぜひその辺のところはご理解いただきたいなど。

今後やはり同じでございまして、やっぱり瑞浪市政、例えば同じようなケースが多分これからもあるかと思えますけれども、そうしたときも、もし私がまだ市長をやらせていただいていたとしたら、そういう選択をしなくちゃいけないときにも、やっぱり同じ思い、私が市の代表として、市長として市政運営に携わらせていただいている限り、瑞浪市の発展にどの方が最適なのか、これを私は判断をさせていただいて、やっぱりこちらの方が最適なんだと思ったときには、当然、判断させていただきたい。しかし、どちらも甲乙つけがたいと、そういうケースも今後あるかもしれません。そういうときには、中立ということもあるかもしれませんが、ケース・バイ・ケースということでご理解をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。

最後の要旨に移ります。

この要旨は、市長のお答えはわかっておりますが、改めてお伺いしてまいりたいと思います。

県議選終了後、一部の市民の方からは、「あれだけ応援した人が落選したのだから、市長は次の選挙に出馬するべきではない」とか、「市長の考えが甘い。何でも自分の思いどおりになると思ったら大間違いだ」とか、「市長は自分の立場を考えて行動してほしかった。傷がついてしまった」等々の声が聞こえてまいりました。

人様々であり、受け取り方も考え方も違うと思いますが、これからの水野市長は、我々議員と切磋琢磨しながら、自分のカラーをしっかりと出していただき、市政の運営に思う存分力を発揮していただきたいと思っております。

私は市長に対し、標題2で話しました「厳しさに鍛えよ」の言葉を贈ります。

あえてみずからを厳しい環境のもとに置き、心身を鍛えながら、今まで以上に頑張っていたきたいと思っております。

市長の決心は揺るぎないものがあると思いますが、要旨エ、市長選挙に出馬する意向は変わりないかを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、大島議員ご質問の要旨エ、市長選挙に出馬する意向は変わりないかについてお答えさせていただきます。

私も今、いろいろな市民の皆さんと意見交換をずっと毎晩させていただいておりますので、市民の皆さんに様々なご意見やご忠告やら、ある面では、また、私に対する苦言やらあることは十分承知しております、そういう市民の多くの皆さんの思いに関しましても、真摯に受けとめさせていただきながらも、じゃあ3期目どうするかということでございますけれども、お答えさせていただきます。

私は、平成19年の市長選で当選後、私の政治姿勢である市民参加の市政運営を進めてきたことは、7年10ヶ月余りの活動を見ていただければ、市民の皆さん、議員の皆さんにも十分ご理解をいただけるものと考えております。

議員のご質問に関しましては、現在、教育環境の向上のための中学校統合の準備も計画どおり進められております。また、瑞浪恵那道路の事業化も決まり、早期完成に向けて動きが始まりました。更に、今日の社会情勢である人口問題に対しましては、第6次瑞浪市総合計画でその方向性を明らかにするなど、市民の皆さんとの対話をもとに事業を進めてまいりました。

私は、今の時代において、この政治姿勢による市政運営は必要不可欠であり、これまでに培ってきた経験を生かし、引き続き市政運営を担うことが私の責務であると確信をさせていただいており、強い決意を持って次期市長選に出馬をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

11番 大島正弘君。

○11番（大島正弘君）

ありがとうございました。

ちょうど時間となりました。これをもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、大島正弘君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ここで、暫時休憩をします。

休憩時間は、午後2時40分までとします。

午後2時25分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（熊谷隆男君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（熊谷隆男君）

1番 樋田翔太君。

〔1番 樋田翔太 登壇〕

○1番（樋田翔太君）

皆様、こんにちは。清流会 樋田翔太です。

通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

議員となり3ヶ月がたちました。議員としての活動をやっと覚えてきたかなと思っているところなんですけども、諸先輩方にご迷惑とかけないように、いろいろと勉強させていただいております。

事あるごとに各地のサロンを今、回らせていただいております。特に大湫のほうには大分お邪魔しております。

そういった地域のサロンの中で、高齢者の方が大半なんですけども、一昨日も40名ほどの方がコーヒーを飲みにいらしていました。そういった方々がコーヒーを飲みながら、ふだんの日常生活のことだとか、こんなことに困っているだとか、あとは田植えして大変やったねとか、町のあぜ道の草刈りの話をしていたりだとか、そういった話を聞いていると、とても癒やされる気分になります。

そういった方々、そうした集まりを残していく。こういったのが地域の魅力、地方創生の一つなんだらうなと感じております。

しかし、先ほど大島議員の質問にもありましたが、今、瑞浪市は4,000世帯ほど高齢者の方のひとり暮らし、そして、ご夫婦で暮らしている世帯があります。お子さんやお孫さんが一緒に住んでみえない方が多いようです。

「近くに働くところが少ないから、不便だからしょうがないよね」と、ちょっと遠い目でしゃべってみえる高齢者の方の話を聞くと、ちょっと涙ぐむものがあります。

そういったことから、地域に働くところを、企業誘致をということで、一生懸命皆さんやられていると思いますが、なかなか定着しないというか、だんだん産業の衰退もありますので、難しいところかと思っております。

しかし、そうやって地方から都市部に働きに出てみえる皆様方が、もう一度、地方の活気だとかまちづくりに対して応援したいな、そういった気持ちを集めるのが、今回、標題に上げましたふるさと納税の話だと私は思っております。

そうした各都市部に働きに出てみえるお子さん、お孫さんが、実家のおじいちゃん、おばあちゃ

ん、元気にしとるかな。これがあつたら助かるんじゃないのかなというふうに思って、納税をしてみえる方がいらっしゃいます。

今回、ふるさと納税について標題を上げましたが、平成20年に制度が始まってから、これでもう7年目となるということですが、地方創生が叫ばれる中、都市部に住んでいる方が自分の生まれたところ、ふるさとに対して納税をしたりだとか、あとはこの都市は自分とゆかりが深いからちょっと納税してみようかと思ってみえる方、あとは最近、返礼品が過熱ぎみでもありますが、そういったところで関心を持ってもらって、「ああ、ここおもしろいね」というところで寄附をいただける方、まあ、いろんなパターンがあるかと思いますが、その寄附を受けた地域もそれに対して、気持ちですが、例えば瑞浪市であればポーノポークや紅茶の「濡」を含めた形で返礼品を贈っているというふうに聞いております。

そうした生まれふるさとに錦を飾るではないですけども、自分の住んでいたところをもっとよくなればな、そういった思いは皆さん持っていただけるかなと思います。

そうした寄附を通じて、地域とのつながりを再確認していただく絶好の機会ではないのかなと思っております。

そこで、早速ですが要旨アに入っていきたいと思います。

本市におけるふるさと納税の現状はどのようなか。まちづくり推進部長の加藤誠二さん、よろしくお願いたします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、失礼いたします。ただ今、樋田議員よりご質問がございました標題1、ふるさと納税について、要旨ア、本市におけるふるさと納税の現状はどのようなかについてお答えいたします。

まず、本市へのふるさと納税の実績についてご説明いたします。

昨年9月議会におきまして、成瀬議員の一般質問で、ふるさと納税の実績額についてふれられておりましたけれども、ふるさと納税の謝礼が過熱しているのではないかという昨今の報道もございまして、注目を集めているものと考えております。

本市のふるさと納税の実績でございますが、制度が始まりました平成20年度には、1件10万円であったものが、平成26年度には22件で264万5,000円となっております。また、市内・市外の区分につきましては、平成26年度末までの累計で、市内の方から寄せられた寄附が10件で164万2,000円、市外の方からは50件で688万円となっております。

次に、ふるさと納税に関する本市の制度を説明させていただきます。

本市では、寄附者の意思を寄附金の使途に反映させるという趣旨で制度を運用しており、寄附をいただく時点で、どういった施策の分野で寄附金を使うことを希望されるのかを伺っております。また、特に使途を指定されない場合は「市長にお任せ」として、地域振興のための「夢づくり地域交付金事業」に充当してまいりました。

本年度からは、使途を更にわかりやすくすることも必要であるとの判断から、若干の制度変更を行いまして、本市がぜひ寄附をお願いしたい事業を具体的に挙げ、ご支援をお願いしておるような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

1 番 樋田翔太君。

○1 番（樋田翔太君）

ありがとうございます。平成27年度の変更点としまして、昨年までなかった大湫宿の保存だとか、スーパーエコスクールへの寄附も行うことができるようになったということを伺っております。

そうしたふるさと納税の用途のPRをしていくことが、地域の活性化、こういった取り組みをしているよというPRに、またつながっていくかと思っております。

更に、これは伺った話なんですけども、市外に住む方にふるさと納税のPRをどのようにされているかということなんですけども、ふるさと情報定期便事業というものがあると伺っております。この中で、ふるさと納税についてのPRをされていると伺っておりますが、ただ、ふるさと納税と言いますと、都市部から地方へ寄附されるということばかりではないかと思えます。現に、先ほどおっしゃいましたが、瑞浪市から他の都市に寄附されている方ももちろんいらっしゃるということで、先ほど、金額をおっしゃっていただきましたが、市内から市外へ寄附されている方が。

済みません。金額のところ、もう一度お答えいただいでよろしいですか。済みません。お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

失礼します。ただ今、金額の確認でございますか。

○1 番（樋田翔太君）

ええ、金額のことを。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

市内から寄せられた寄附につきましては、10件で164万2,000円、市外から寄せられた寄附につきましては、50件で688万円でございます。

○議長（熊谷隆男君）

1 番 樋田翔太君。

○1 番（樋田翔太君）

済みません、ありがとうございます。

ということは、市内から寄せられた寄附もありますが、市外から多数の方に寄附をいただいているということがわかると思います。

この制度ですが、もちろん市内からほかの地域に寄附することも可能であります。なので、他市

の魅力的な取り組みに対して寄附したいなと思って、寄附される方もいらっしゃると思います。

そこで、再質問させていただきます。ふるさと納税で本市に寄せられた寄附の額、そして、本市から他市へ寄附された額を教えてください。お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、本市に寄せられた寄附の額と、それから、瑞浪市民が他市へ寄附された額についてご説明いたします。

税の申告でございますが、1月1日から12月末日までの所得を申告するものですので、先ほどの年度ごとの本市へのふるさと納税の受取状況とは区分が異なるということ、まずもってご理解いただきたいと思います。

本市における市民税の寄附金控除額の平成26年分申告までの累計でございますが、これは282万円でございます。

一方、同じ時期に同じ期間での市へのふるさと納税の合計は、536万7,000円となっております。

以上でございます。

○議長（熊谷隆男君）

1番 樋田翔太君。

○1番（樋田翔太君）

ありがとうございます。現状で見ますと、他市から瑞浪市に寄附された額と、本市から他市に寄附された額で見ますと、寄附を受けた額のほうが多いということがわかります。

平成27年度に取り組みを少し変えて、大湫の保存だとか、スーパーエコスクールに対して寄附をすることができるようになったと聞いておりますが、しかし、平成27年度、国の制度改正としまして、寄附に対する控除額の変更だとか、あとは確定申告をしなくても一部寄附を行って控除を受けられるということもありまして、今後、メディア各社の報道もありましてインターネットに専門のサイトができるなど、このふるさと納税に関して加熱ではないですけども、ふるさと納税をされる金額や件数がまたふえていくかなと思っております。関心も高くなっていくかなと思っておるんですけども、県内にはふるさと納税で多くの寄附を集める都市があります。

例えば、各務原市ですと、人口が14万人の都市ですが、平成24年度の実績ですと、寄附が4件で79万円だったのに対して、平成25年度は約8,000件の寄附、そして、1億2,000万円の寄附の額があったというふうに伺っております。まあ、平成26年度はまだ全体の結果が出てないということなんですけども、2億7,000万円ほどの寄附があったというふうに聞いております。

この各務原市ですが、ホームページ上にカタログがあったり、寄附の額に対してポイントをつけたりだとか、今、瑞浪市ですと一律の返礼品に対して、いろんな返礼品の中から自分の欲しいものを選んだり、そして、その寄附の額が多ければ、返礼品もまた豪華になったりとか、品が変わったりだとか、そういったことがあるのを聞いております。

隣の恵那市さんでありますと、自分が寄附して、例えば鉄道に対して寄附をして、それに関する返礼品をいただいたりだとか。だから、自分の寄附をする先を選ぶのに加えて、その寄附に対して返礼品で受け取るものを選ぶことができるという都市もあります。

そこで、要旨イですが、他市での取り組みをどう評価しているかということで、まちづくり推進部長、加藤誠二さんお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

まちづくり推進部長 加藤誠二君。

○まちづくり推進部長（加藤誠二君）

それでは、要旨イ、他市での取り組みをどう評価しているかについてお答えいたします。

ただ今、議員がご紹介いただきましたように、他市では豪華な返礼品を寄附者に送っている事例もございます。また、金額によって返礼品のグレードを上げたり、カタログから選定できるようにしたり、あるいはポイント制にしたりと、いろいろな工夫をされて寄附を募っておられるケースがございます。

また、実際にこうした自治体に多くの寄附が寄せられている報道もございます。県内でも一部の自治体が突出しておりますけれども、それ以外の自治体との比較では、人口の規模からも本市のふるさと寄附金の受け入れ実績額は、おおむね平均的な数字であると考えております。

現在、本市では寄附の対価として、返礼品がもらえるというような制度はいたしておりません。返礼品につきましても、5,000円以上の寄附をいただいた方に一律の返礼品をお送りしており、金額の多寡や寄附の回数により返礼品のグレードを上げるということには行っていない状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（熊谷隆男君）

1番 樋田翔太君。

○1番（樋田翔太君）

ありがとうございます。今、返礼品としてポーノポークと紅茶の「澁」の詰め合わせを贈られているというふうに伺っておりますが、他市のそういった加熱ぎみな取り組みに対して、どちらかという冷静な目で見ているというような状況が、市内における形かなと感じております。

ポーノポークを選定されたゆえんも多少あるでしょうけれども、市内にはたくさんの地場産業がありまして、企業の活動のPRの場としても、このふるさと納税は有効な機会ではないかなと思っております。例えば、造り酒屋さんもありますし、瑞浪市は窯業の町ですから、みずなみ焼も推していきたい商品の一つではないかなと思っております。

そうした市内に多数ある企業のPRも含めて、そういった返礼品のバリエーションを持たせたり、そういった考え方をしてもいいのかなというふうに思っておりますが、そこで要旨ウです。

このふるさと納税を通して、本市の企業のPRにつなげられないか。経済部長の成瀬篤さん、お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

経済部長 成瀬 篤君。

○経済部長（成瀬 篤君）

要旨ウ、市内の企業のPRにつなげられないかについてお答えいたします。

寄附の返礼品に、議員からご紹介がございましたように、地域の特産品を取りそろえるなど、ふるさと納税制度を利用して、企業や商品のPRを図っている自治体は他市に例はありますが、本市はただ今、まちづくり推進部長が答弁いたしましたように、ふるさと納税の返礼品は一律の品物をお送りすることとしておりますので、これを企業のPR効果ということで手段に使うという考え方はございません。

なお、本市の企業のPR、それから、製品のPRにつきましては、市の観光協会が最近、商品、企業のPRに随分力を注いでみえますし、それから、展示会や見本市への出展補助等により、これからも支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（熊谷隆男君）

1番 樋田翔太君。

○1番（樋田翔太君）

ありがとうございます。今お答えいただいたように、瑞浪市におきますと二十数件の寄附がありますけども、額としましてもそこまで規模は大きくないのかなど。そこに多数の企業さんに来ていただいてPRをとということだと、逆に迷惑がかかってしまうようなケースも考えられるかと思っておりますので、現状の規模でありましたら、PRにつなげるというよりは、今、寄附されたものに対してこういう取り組みをとという形で残していければと思っております。

しかし、先ほども述べましたが、平成27年度に制度の改正もありました。そして、今後もふるさと納税に関する関心が高まっていくというふうと考えております。

しかし、制度拡充の裏で、総務省から返礼品の競争を抑制するようなお達しがあったということも伺っております。

そこで、返礼品の物がよくて寄附するということではなくて、瑞浪市でこういったものに取り組んでいるよと、こういった用途に対して寄附をいただいて、それをポーノパークや紅茶の「漣」という形でお返ししていると。

今回、このPRにつなげられないかということに関して、現在の規模ではPRの効果も薄いのではないかと。ほかのPRを今検討しているということでも伺っておりますが、ただ、この平成27年度の制度の改正から、またこの地方創生の考え方から、ふるさと納税に関する国の取り組みがどんどんまたふえていくのではないかと。今後、その制度が地方に寄附をする形として、また今後、額がふえていくのではないかとということも予想されます。

そこで、市長にお伺いします。要旨エ、本市の今後の方向性はどのようなかについてお答えください。お願いします。

○議長（熊谷隆男君）

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、樋田議員ご質問の要旨エ、本市の今後の方向性はどのようなについてお答えさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、平成27年度税制改正におきまして、市町村民税から控除する特別控除額の引き上げや申告方法の簡素化など、制度の拡充が図られたところでございます。

国もやはりこのふるさと納税に一定の評価をされまして、更にふるさと納税を推進し、所期の目的である地方の創生、地方の活性化に都会の人たちが応援するような制度にしていきたいということかなというふうに、私も理解はしております。

一方、この制度の拡充と同時に、総務省からは、ふるさと納税の寄附金はあくまでも無償の供与であることを踏まえ、返礼品のあり方について十分留意するようにとの通知も一方では出ておるわけでございます。

本市におきましては、従前より寄附者の瑞浪市を思っていたくお気持ちに対する感謝のしるしとして返礼品を送ってまいりましたけれども、制度の拡充により、今後もふるさと納税の利用が活発になると推測されることから、ふるさと納税の本来の趣旨を踏まえつつ、返礼品をどう活用していくかも、市としても検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

また、本市のふるさと納税制度の新たな展開といたしましては、今、ご紹介もいただきましたように、本年度より市が特定の事業を挙げさせていただき、その事業趣旨に賛同いただける方にご支援を募るような選択肢をふやしております。

具体的には、「中山道大湫宿保存活用事業」、「スーパーエコスクール瑞浪北中学校建設事業」などを挙げておりまして、歴史や古い町並み、また、あるいは環境や建築に関心を持たれる全国の方にアピールしてまいりまして、その市の取り組みに対して一緒に参加しませんかと、応援してくれませんか、そんなようなふるさと納税と言いますか、それにつなげていけないかなというところが、この大きな目的でございますけど、今後もふるさと納税につきましては、本市のまちづくりに共感を持つ方をふやしていくという方針で事業を充実させ、ふるさと納税制度を活用して、市外の方に瑞浪市のすばらしさを訴えていく考えでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたしますということなんですけど、過去にも私の記憶しておる限りでは、桜堂の皆さんが、桜堂薬師さんをやはり大変手入れが行き届いてなくて、お薬師さんが本当にすたれてきている状況を嘆かれまして、地域の皆さんが決起して、やっぱり桜堂薬師さんがかつてのように復元しよう、再生しようという、まあこれは地域の運動が始まりました。そのときに、ただ自分たちのお金だけでは当然、資金が足りませんので、何をしよう、どういうふうにお金を、資金を集めようかと言ったときに、あれは山門だったんですかね。を復元されるときに、そのかわらを売られました。かわらを1枚1万円で買いませんか。ぜひ、この桜堂薬師さんの再生に賛同して、かわらを1枚買ってください。そうすれば、あなたの名前をそのかわらの裏に書いて、ちゃんと再生するときには屋根に使います

と。そういう取り組みをされまして、大変大きな寄附金を集められた事例もございますので、やはり今、私どもの取り組みを上手に発信すれば、そうかと。じゃあ、中山道、大湫宿の再生、保存を瑞浪市が力を入れてるなら、私もあそこを歩いたこともあるし、そこに力を貸せるなら貸したいなという方も必ずみえるはずですよ。それと、スーパーエコスクール、東海地域では初めての取り組みでもございますので、そんな先進的な取り組みを瑞浪市がするなら、ぜひそこに力を貸したい。私の資金を寄附したいと、そういう思いの方も必ずみえるはずですから、そういう方々にうまくヒットするように、どううちのこのふるさと納税の思いを発信できるかということに、ちょっとこれから創意工夫をして、何とか実現していきたい、何とか成果を上げていきたいなと思っております。それで、幾らか返礼品もさせていただくということかなということなんですけどね。

よろしくをお願いします。

○議長（熊谷隆男君）

1 番 樋田翔太君。

○1 番（樋田翔太君）

ありがとうございます。先ほど、桜堂の例を出しながらお答えいただきましたが、今まで自分がここを通ったことがあるだとか、その近くに住んでるだとか、そういったことで関心を持っていただいて、そういった気持ちが寄附にあらわれるという形が一番いいのかなというふうに感じております。

例えば、PRの仕方ですけども、余り市内の広報誌だとか、ホームページにも一部ページがあるくらいで、余りPRを大々的にされてこなかったのかなというところは思っております。なので、例えば、お盆やお正月の時期に、例えば実家に子どもたちが帰ってくる、そのときにふるさと納税の冊子を1枚入れたりだとか、そういったところでこの地域に帰ってきて、あっ、そういえばこのふるさと納税って制度があったなと見てもらえるようなPRをしていただければと思います。そして、ホームページのほうも、片隅にポーノポークとちょろっと書いてあるだけではなくて、もう少し絵入りの形だったり、写真を出していただいたり、その用途、そして、返礼品の一部見える化をしていただいて、今取り組んでいる内容に関しても市内の方々にPRして、ひいては市外に出られているご息の方だとかに見ていただいて、そして、ふるさとを思う気持ち、それを集めて、市の事業に生かしていければなというふうに感じております。

今回、標題一つだけでしたので、ここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（熊谷隆男君）

以上で、樋田翔太君の質問を終わります。

○議長（熊谷隆男君）

ここで、お諮りします。

本定例会休会中に、市長提出議案1件、及び請願1件を受理いたしました。

この際、これを日程に追加し、議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議事日程（第2号）を追加議案といたします。

議事日程（第2号）を配付させます。

〔事務局職員 追加議事日程配付〕

○議長（熊谷隆男君）

それでは、議事日程（第2号）日程第1、議第51号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本議案につきましては、議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長 伊藤正徳君。

○教育委員会事務局長（伊藤正徳君）

それでは、ただ今、議題となっております議第51号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

追加議案集のご準備をお願いいたします。

本議案は、平成28年4月開校予定の瑞浪南中学校の会議室、少人数教室棟増築、及び校舎改修などの工事請負契約の締結をするため、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の概要でございますが、契約の目的でございます。瑞浪南中学校校舎改修等工事。

工事場所は、瑞浪市稲津町小里地内。

工事概要は、建築工事でございます。主な内訳といたしまして、会議室、少人数教室棟増築工事、校舎改修工事、屋内運動場・格技場天井落下防止対策工事でございます。また、建築工事に伴います電気設備工事、機械設備工事がございます。

契約の方法は、一般競争入札。

契約の金額は、1億7,280万円でございます。

契約の相手方、多治見市陶元町61番地、新興建設株式会社、代表取締役 田中勝也氏でございます。

以上で、議第51号の提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦労様でした。

○議長（熊谷隆男君）

これより、本案について質疑を行います。

ただ今の説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議案となっております議第51号については、お手元に配付してあります審査付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

○議長（熊谷隆男君）

次に、日程第2、請願第1号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

本案について、紹介議員の補足説明を求めます。

14番 館林辰郎君。

○14番（館林辰郎君）

どうもご苦労様でございます。ただ今、議案となっております請願について、補足説明をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

戦争につながる安全保障関連2法案の廃案を求めるという請願でございます。

国際平和支援法、それから、平和安全法整備法という、こういう2法案についての請願であります。

この請願は、瑞浪市民3名の方から、国際平和支援法と平和安全法整備法が、第189通常国会で今審議をされている法案を、戦争につながる法案であるから、国会で徹底的な審議をして廃案にするよう、国の機関に、本市、瑞浪市議会からの意見書の提出を求めるという、こういうものであります。

この請願については、大島、館林両議員が紹介議員となって、本議会で提案をいたしました。

それでは、請願の補足について、若干説明を申し上げたいと思っております。

既にご承知で、最近、非常に大きな、最近というか、この今開かれている第189通常国会の最大の課題となって、連日審議をされて、その状況についてはマスコミを通じて非常に詳しく報道がされています。もう既に非常に政治に関心のある議員の皆さん方ですので、十分その経過について承知されていると思いますけども、この請願が言っているように、今回、安倍総理が提案した提案理由に、「平和安全法は国民の命と平和な暮らしを守る」と言って、そういう法案であると言っていますけども、とんでもないごまかしの提案であるというふうに、この請願者の方も言っているわけでございます。

法案の内容すべてが日本の自衛隊活動に関するもので、今後、自衛隊がどのように海外に出て、アメリカ軍の支援をして世界で活動するかということについてのいろんな取り決めがされています。

今まで、自衛隊の活動は、物理的な制限や、あるいは、地理的な制限が非常に厳しくされていて、アメリカ軍の言うとおりのような戦争になかなか参加できない。これがいわゆる日本の、この70年間守ってきた平和憲法のもとに、歴代の内閣が推進してきた政策でありました。

しかし、今回提案されましたこの法案については、自衛隊の活動について、あらゆる世界でアメリカ軍が起こす戦争に支援をする。そうすると、自衛隊員は世界の人を殺したり、あるいは傷つけたりする、そういう行為もできるというような大変恐ろしい、危険が迫られた法案である。我が国は、あの侵略戦争の反省から、二度と海外で戦争をしないという誓いのもとに日本国憲法第9条を確立して守ってきたということは、どなたが見ても十分ご承知だと思っています。

今回、法案については、今の政権は国会で多数の勢力を持って、いつでもどこでも憲法までも解釈で変えようとする、そういう状況があって、非常に危険だと思っています。

このことについて、我々国民はしっかりと国会での審議の状況を見て判断が決められることを、特に求めるものではないでしょうか。

こういう立場に立って、我々4万市民の暮らしや命を守るこの市議会も、国の要請について、しっかりとした意見を出すことが今日、歴史的な意義があると思っています。

どうかこの請願について十分な審議をしていただきたいと思っています。

以上をもって、私の補足説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷隆男君）

ご苦労様でした。

○議長（熊谷隆男君）

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております請願第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（熊谷隆男君）

ここで、お諮りします。

本日の会議はこのあたりでとどめ、延会にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決しました。

明日16日は、午前9時から本会議を再開し、市政一般質問の続きを行いますので、定刻までにご

参集願います。

なお、この後、午後 3 時30分から総務文教委員会を開催いたしますので、委員の方は第 1 委員会室へご参集ください。

ご苦勞様でした。

午後 3 時18分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 熊 谷 隆 男

署 名 議 員 榛 葉 利 広

署 名 議 員 石 川 文 俊